

松 山 大 学 論 集  
第 21 卷 第 3 号 抜 刷  
2 0 0 9 年 8 月 発 行

清代における銅錢鑄造量の推計  
—— 順治～嘉慶・道光期を中心として ——

李 紅 梅

# 清代における銅錢鑄造量の推計

—— 順治～嘉慶・道光期を中心として ——

李 紅 梅

## はじめに

清政府は国家事業であった制錢鑄造を一貫的に重視し、経済発展に関わる要素とした貨幣政策の調整が常に中央と地方で行われた。本稿は清初期の順治期から嘉慶・道光期まで京師と地方鑄造局の鑄造事情を観察しながら、中央と地方の銅錢鑄造量を推計しようとするものである。この基礎作業によって、銅錢鑄造の全国的な不均衡化を明らかにしたい。

清代貨幣をめぐる諸問題を取り上げた先行研究は結構蓄積されてきた。中国側には中国貨幣史を全般的に研究した彭信威<sup>1)</sup>を代表として、中国近代貨幣史を検討した魏建猷<sup>2)</sup>が挙げられる。その中に乾隆期の「錢貴銀賤」から嘉慶・道光期の「錢賤銀貴」に変わったという問題について中国の貨幣史分野でよく議論されている。杜家驥は清中期以前の鑄錢量を推計して、その時期銅錢が少なくなかったという結論をし、「錢荒」論を批判した<sup>3)</sup>。王德泰は乾隆期鑄造コストと錢貴の関係、19世紀初期からアヘン戦争前までの鑄造量と銀錢比価の関連を中心として研究した<sup>4)</sup>。日本側では雍正期（1723-1735）の銅錢をめぐる

---

1) 彭信威『中国貨幣史』上海人民出版社、1954年。

2) 魏建猷『中国近代貨幣史（1814-1919）』文海出版社、1974年。

3) 杜家驥「清中期以前の鑄錢量問題——兼析所謂清代“錢荒”現象」『史学集刊』1991年第1期。

4) 王德泰「十九世紀初期清代銅錢産量与当時銀貴錢賤關係的考察」『天水師範学院学报』第22卷第1期、2002年。

通貨問題を提示した佐伯富<sup>5)</sup>を始め、黨武彦<sup>6)</sup>は乾隆期の銅銭発行主体の政策及びその政策動機を検討し、上田裕之は京師（北京）両鑄造局の制銭の鑄造費用、使用用途及び八旗生計に関する基礎的な作業を進めてきた<sup>7)</sup>。また、制銭の供給について複数の理由の中、「京師における旗人と銭貴に乗じた漢人商人の利害対立を極力回避しようという目的で、新鑄の制銭を可能な限り八旗兵餉を搭放し、兵丁が兵餉銀を銅銭に兌換する必要を軽減する」という見解を示した<sup>8)</sup>。足立啓二は明清期が銭経済から銀経済への移行過程と考えられた一般論より銭流通の拡大過程に注目している<sup>9)</sup>。黒田明伸は乾隆期の銭貴と乾隆期の制銭政策とはほぼ一致していることを論じ、政府の銅銭政策の意志も明らかにした<sup>10)</sup>。それ以外に、京師両鑄造局の銅材供給に対して、弁銅対策体制の変化と意義及び商人弁銅の実態を明らかにした香坂昌紀の研究<sup>11)</sup>や、雲南銅の京運問題を取り上げている川勝守の研究<sup>12)</sup>があげられる。

これらの先行研究で検討された清代の銅銭鑄造量について、視角の異同や、依拠した史料（『清朝文献通考』や各会典事例及び官員奏摺などの官撰史料）の利用部分いかん、そしてそれぞれの研究で強調された時期が異なっていること

5) 佐伯富「清代雍正期における通貨問題」『東洋史研究』18-3, 1959年。

6) 黨武彦「乾隆初期の通貨政策——直隸省を中心として」『九州大学東洋史論集』第18号, 1990年。「乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその結末——乾隆初年における政策決定過程の一側面——」『九州大学東洋史論集』第23号, 1995年。

7) 上田裕之「清, 順治期～乾隆期前半の京師宝泉・宝源二局における制銭の鑄造費用について」『史峯』10号, 2004年, 35-6頁。京師二局は康熙20年代まで鑄造差益を得ていたが、その後から乾隆前期まで欠損したまま、制銭鑄造を一貫して行い、その拡大を続けていたと論述した。

8) 上田裕之「清, 康熙末年から乾隆初年の京師における制銭供給と八旗兵餉——「征服王朝」清朝による八旗生計の保護に関連して——」『広島史学研究会『史学研究』249号, 2005年, 13頁。

9) 足立啓二「明代中期における京師の銭法」『熊本大学文学部論叢』29, 1989年。「明清時代における銭経済の発展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構造Ⅱ』文理閣, 1990年。「清代前期における国家と銭」『東洋史研究』49-4, 1991年。

10) 黒田明伸『中華帝国の構造と世界経済』名古屋大学出版会, 1994年。

11) 香坂昌紀「清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について」『東北学院大学論集』11, 1981年。

12) 川勝守「清, 乾隆期雲南銅の京運問題」『九州大学東洋史論集』第17号, 1989年。

により、全体像がもうひとつ把握できていないように思われる。

本稿は引用された史料から制銭鑄造に関わる史実とデータを詳細に検討し、中央と各省の地方鑄造局の俯瞰図を描く基本作業である。これにより銅銭鑄造の連続性と非連続性を明確化したい。また、『戸部鼓鑄則例』<sup>13)</sup>や『銅政便覧』<sup>14)</sup>のデータを基にして、中央と地方の銅銭鑄造量を推計し、特に鑄造繁栄期であった乾隆・嘉慶期の各省鑄造量を大胆に概観してみたい。銅銭使用量が各省の人口と相関していたと仮定し、時期ごとに1人平均銅銭使用量を計算し、これで、いままで注目しなかった各省の不均衡化が明らかになるであろう。

### 第一節 京師二局の鑄造史実と鑄造量の推計

経済データを重視しなかった清代において、制銭鑄造について『清朝文献通考』、『清実録』、『清朝通典』、官員奏摺などの官撰史料を残したが、完全なものではなかった。しかし、貨幣鑄造数、銅量の供給、地方鑄造局の様子、各関の銅材調達等について記録されたので、先行研究にしばしば引用された。『欽定戸部鼓鑄則例』は乾隆22(1757)年に編纂されたものである。京師二局と各省の鑄造局が雲南・貴州から運送した銅・鉛など原料の購買額、時期、運送費用に関わる事項や、鑄造卯数、使用炉数、使用原料数と割合などの情報が詳しく記載されている。年間鑄造額が京師二局と地方鑄造局で設置された鑄造炉数で決められ、その単位「卯」が鑄造炉の年間の稼動回数を指すが、1卯当たりの鑄造額は一定ではなかった。この史料を基準のデータとして参照したい。『銅政便覧』は清代嘉慶年間に編纂したもので、巖中平が『清代雲南銅政考』で利用した史料である。雲南における銅の採集地、運送、各省購買と鑄造数量を記載し、雲南鑄造局の推計に参考価値があると思われる。

13) 故宮博物院編『欽定戸部鼓鑄則例』(影印本)海南出版社,2000年。川勝守は「清,乾隆『欽定戸部鼓鑄則例』に見える雲南銅の京運規定」(『山根幸夫教授追悼記念論叢』上巻,汲古書院,2007年,421-444頁)には、この資料を利用している。

14) 『銅政便覧』(清)不著撰人(影印本)台湾学生書局,1986年。

## 1. 順治～康熙期

清政府は順治4(1647)年に頒布した公定の換算率銀1両＝銅銭1,000文(1貫文)という基準で、京師二局の鑄造数の増減や地方鑄造局の開鑄・停鑄や銅鉛の比重などによって、貨幣政策を調整し始めた。戸部に管轄された宝泉局で鑄造した制銭が戸部銀庫に収蔵され、兵餉の支給の一部として使用された。工部に設置された宝源局で鑄造された制銭が工匠や傭工の賃金に用いられた。このような兵餉銀や工匠銀の一部が制銭で支給されたことを「搭放」という。京師二局と各省鑄造局で鑄造した制銭が主に「搭放」という方法で常に民間市場に流入された。

表1-1に『清朝文献通考』に記載されている順治期の鑄造史実を簡単にまとめ、制銭鑄造数が載っていなかったため、『清実録』のデータをあげている。順治9(1652)年まで順治通宝が1,100万余貫を鑄造し、同10-18(1653-1661)年に、一厘字制銭1,300万余貫を鑄造した。それ以外、旧鑄銭2,046貫も加えた。その記録の解釈について、彭信威は宝泉局の鑄造数であったと判断した

表1-1 清代宝泉・宝源局の制銭鑄造数と史実

年次	順治期の史実記述	【史料】	年代	制銭鑄造数(文)	総
元年(1644年)	順治通宝を鑄造し、天啓通宝が旧制で用いられた。	496頁	元年	71,663,300余	
2年(1645年)	戸部は宝泉局を設置し、兵餉を支給し、工部に宝源局を設置し、傭工の賃金を支給した。		2年	44,3761,700余	
3年(1646年)	1銭1支当たりの重量が1銭2分のため、制銭7文、旧銭14支が銀1貫に準じられた。		3年	624,823,960	
4年(1647年)	宝泉局は景文門、天津、瀋陽、淮安4局より積銀1万両ずつの銅鑄産を定めた。	496頁	4年	1,363,584,792	
5年(1648年)	宗室銭以外の旧銭の用が禁止された。		5年	1,443,494,200	
6年(1649年)	定例として制銭10文を銀1貫に準じた。宝泉局は六開院銀6両で銀兩を製造させた。	496頁	6年	1,099,610,000	
7年(1650年)	宝泉局は六開院銀合6万両で銀兩を製造させた。		7年	1,682,424,510	
8年(1651年)	1銭1支当たりの重量が1銭2分6釐に定められた。	496頁	8年	2,461,609,650(旧鑄銭213,570)	
9年(1652年)	各省鑄造局が鑄造利益を報告するようになった。鑄造する技術の優劣を調整した。		9年	2,067,632,650(旧鑄銭501,310)	
10年(1653年)	厘字制銭を鑄造し始め、制銭の重量が1銭2分6釐に決定した。		10年	2,321,065,740(旧鑄銭116,932,570)	
12年(1655年)	戸部は毎年2、八月に制銭を兵餉の一部に支給した。		12年	2,348,684,660(旧鑄銭106,201,210)	
14年(1657年)	直隸省の徴収する時に、制銭銀、銀七錢三という基準が定例になった。	497頁	14年	2,413,878,650(旧鑄銭1,219文)	
15年(1658年)	旧鑄銭を向上するため、制銭1支当たりの重量が1銭4分に変更された。		15年	2,664,872,280(旧鑄銭1,379文)	
17年(1659年)	宝泉局が毎年10万両を名義するで、夏鑄に銅鑄産を命じた。		17年	2,540,870,810(旧鑄銭201,210文)	
18年(1660年)	旧鑄銭の回収、徴納が命じられた。	499頁	18年	2,361,761,990(旧鑄銭1,219文)	
	順治元年以後毎年銀5万兩から数1万兩に増加した。		16年	2,611,885,740(旧鑄銭223,370文)	
	15年以後制銭の重量が増え始めるが、17年以後回復した。		17年	2,861,584,280(旧鑄銭1,219文)	
	宝泉局は28万兩余、宝源局は15万兩余を鑄造した。		18年	2,011,584,300(旧鑄)	

出所：\*1『清朝文献通考』(簡訳『通考』)より；\*2『清実録』より。

が<sup>15)</sup>、足立啓二はその後、明らかになった檔案史料より宝泉局鑄造額に戸部の掌握する地方局の鑄造額を加えた値であろうと予測した<sup>16)</sup>『清朝文献通考』の康熙期に「順治元年（1644）年から14（1657）年まで毎年数万貫から数十万

表 1-2 清代宝泉・宝源局の制銭鑄造数と史実

年代	康熙朝の史実叙述	鑄造額(兩)	通年、41	寶泉局による制銭鑄造額(兩)	%
元年 (1666年)	康熙三年を鑄造した。上記の鑄造を停止した。	4971貫	元年	287,898	31%
2年 (1667年)	一種の制銭を銀6分で回収して新銭に改鑄した。		2年	296,755	32%
3年 (1668年)	銅厚金は銀6分後(1斤)に薄額され、宝泉局の銅厚金は246.2万両に、宝源局が42.7万両になった。		3年	286,910	33%
32年 (1685年)	宝泉局の鑄造で、12月で銀兩1,253,768兩を鑄造した。	4973貫	4年	298,682	34%
33年 (1686年)	宝源局に在りて1月、毎月2萬の鑄造が命令された。		5年	295,880	35%
	1月で銀5万兩を必要とし、年別2万兩を必要とした。	4974貫	6年	292,984	36%
24年 (1689年)	宝泉局に年間40萬の鑄造が命令された。		7年	287,132	31%
	銀1兩=制銭300~300文のため制銭文を1兩に変更した。		8年	287,657	38%
	宝泉・宝源局は年別銀25.3万兩で289.2万兩を鑄造させた。		9年	292,542	39%
	宝泉の再鑄後、鑄造額は404,809兩から161,920兩を増やした。	4975貫	10年	294,477	42%
25年 (1688年)	銅厚金は銀6分後(1斤)から銀1兩に増やした。		11年	288,852	41%
	宝泉局は2,529,397兩、宝源局は36,490兩を鑄造した。		12年	285,478	42%
	銅厚銀兩が127,488兩を増加した。		14年	295,477	44%
37年 (1692年)	冬季は銀課銀から8734兩の課課銀を増加した。		15年	281,885	45%
38年 (1693年)	宝泉局に毎年30萬兩の鑄造が命令された。		16年	281,885	46%
38年 (1693年)	私鑄銭は山東省からよくきた	4976貫	17年	281,886	47%
38年 (1693年)	宝泉・宝源局の両局より各兩2,554,350兩を鑄造した。		18年	281,886	48%
40年 (1701年)	宝源局の銅鑄を商人に任せた。	4977貫	19年	281,886	49%
41年 (1702年)	符文の大きさが1銭8分に鑄定された。		20年	281,890	50%
42年 (1703年)	宝泉局で、商人に任せて銀兩が2兩で25万兩を増加した。		21年	284,887	51%
43年 (1704年)	宝源局は在りて1月の鑄造で銀兩6万兩を増加した。		22年	284,887	52%
45年 (1706年)	私鑄銭を撲滅するため戸部(戸部)を支持した。		23年	284,887	53%
50年 (1711年)	宝泉局は在りて1月の鑄造で銀兩10万兩を増加した。	4978貫	24年	284,887	54%
52年 (1713年)	宝源局の銀25万兩を商人に任せて、鑄造を鑄定した。		25年	284,889	55%
53年 (1714年)	宝泉局は各年20萬の鑄造が命令された。 43		26年	283,337	56%
54年 (1715年)	宝泉・宝源局の銅、鉛の調子を各局に任せた。	4979貫	27年	283,382	57%
58年 (1719年)	1兩銀を撲滅する命令を発した。		28年	283,321	58%
	宝泉の銅課文存額が不足で課課支給を停止した。	4980貫	29年	283,321	58%
60年 (1721年)	8年の銅課で、宝泉局は292.3万兩、宝源局は161.2万兩を送った。		30年	283,321	58%
61年 (1722年)	平糶雪災で、八旗兵1萬は銀兩半で支給と鑄定された。		31年		46%

出所： 41『清朝文献通考』（御批）より； 42『清史稿』より、其の單位が4分5厘で貫目；

43『清史稿』卷上、食貨志上、2077頁。康熙53年宝源局毎年30萬兩鑄と書いていた。

15) 前掲彭信威、827頁。

16) 前掲足立啓二「清代前期における国家と銭」、54頁。その檔案史料は中国第一歴史檔案館編『清代檔案史料叢編』（第七輯）（中華書局、1981年）を指す。附表2にその関連内容をまとめてみた。

貫に増加し、同15(1658)年以後、制銭の重量加増より鑄造額が減少し、同17(1660)年以後、鑄造額を回復し、宝泉局は28万貫余、宝源局は18万貫余を鑄造した<sup>17)</sup>というようにまとめた。したがって、同17(1660)年以前の間には240~260万貫制銭鑄造数に疑問が残っているが、17年以後の数字は『清実録』の記録とほぼ一致しているので、京師二局は年間46万余貫の鑄造量が確実であろうと思われる。

表1-2 康熙期の制銭事情をみると、銅材調達の問題や制銭1文当たりの重量調整や、私鑄銭の禁止及び各級官員の私鑄銭に関わる責任などを中心として行われた。弁銅体制として、京師二局の鑄銭原料の調達を担当したのは、清初から康熙37(1698)年まで、関差に任せたが、38(1699)年から54(1715)年まで、内務府商人に変わり、54年以後から雍正年間、八省督撫に移った。その時期に旧銭・銅器の回収と日本から輸出した洋銅を主要な銅材とした。制銭1文当たりの重量は順治14(1657)年の1銭4分から1銭に変更した。その結果、同じ『清朝文献通考』の康熙期に「康熙初年、京師二局の鑄造額が減少したが、23-50(1684-1711)年の間に、宝泉局の額は23卯(或いは28~9卯)に、宝源局の額は12卯(或いは17卯)になった。康熙50(1711)年以後、二局は弁銅額より増減したが、60(1721)年に二局は36卯になった。宝泉局の1卯鑄造数が12,480貫で、宝源局の1卯鑄造数が6,240貫で、合計毎年673,920貫であった」というように総括した<sup>18)</sup>この史料について現段階としては、疑問がないようである<sup>19)</sup>。そうすると、『清実録』に記載された鑄造額と合わせてみると、康熙年間、宝泉局の鑄造額合計が1,761万貫になる。宝源局の1卯鑄造数が宝泉局の半分であったので、また同60年に二局の鑄造額が36卯になったことを考えると、少なくとも宝源局が800万貫を鑄造したと予想できる。したがって、京師二局の鑄銭額は60年間で合計2,500~2,600万貫である

17) 『清朝文献通考』巻十四、錢幣二、4980頁。

18) 同前。

19) 同16) 55; 69頁。

うと推算してみた。平均年間 40～45 万貫の制銭が八旗兵丁・漢籍官員餉銀や傭工の賃金に「搭放」して、民間市場に流入された。

## 2. 雍正期の状況

雍正帝の制銭改革については、銅・鉛の配重比率が 6：4 から 5：5 へ変更したことや、順治～康熙期に繰り返した制銭 1 文の重量を 1 銭 2 分に固定したことや、鑄造原料である銅・鉛を主に日本から輸入した体制から国内産雲南の銅と貴州の鉛を購入した方針が変わったことなどが、あげられる。

雍正帝の銅政に「無策であった」<sup>20)</sup> という批判から近年の研究より「康熙期末から雍正初にかけて鑄銭の欠損解消という成果を挙げ」、<sup>21)</sup> 「鑄造収益を獲得したことにより、地方局の制銭鑄造に積極性をもたらした」<sup>22)</sup> という評価もある。

この時期の制銭鑄造数を推算してみよう。表 1-3 より、『清実録』の鑄造額記録と『清朝文献通考』に京師二局に命じた鑄造卯数と合わせてみると、康熙期の 1 卯あたり宝泉・宝源局鑄造数を基にして、雍正 5-8 (1727-1730) 年、

表 1-3 清代宝泉・宝源局の制銭鑄造数と史実

年次	雍正期の史実記録	鑄造額 (卯)	1 卯当り	制銭鑄造数 (貫) *2
元年 (1723年)	順治通宝を製造し、宝泉局に宝年卯の鑄造数が命ぜられた。 大興・元二両局の発行官牙を要置し、順治銭、康熙銭と兼出した。 大興銭銅は二局に上り下りに銀八銭二文支給と規定された。	宝泉：40	4981貫	元年 499 2年 509 3年 675
2年 (1724年)	宝源局宝年卯の製造し、工所・作工の賃金を支給した。宝年卯に製造した。	宝源：40	4982貫	4年 675
4年 (1726年)	大興・宝源二局に宝年卯の鑄造数が命ぜられた。	二局：42	4994貫	5年 725, 528
5年 (1727年)	大興・宝源二局に宝年卯の鑄造数が命ぜられた。二局に宝源局の鑄造数を支給した。宝年卯と命ぜられた。	二局：4	4996貫	6年 746, 304
6年 (1728年)	宝源局に宝年卯を製造した。	787, 320 (貫) *3		7年 748, 480
8年 (1730年)	大興・宝源の鑄造数が命ぜられた。寶源局の鑄造数を支給した。		4968貫	8年 757, 865
10年 (1732年)	宝源局は 2 年まで宝年卯で鑄造した。	宝源：37		9年 76, 487, 660
12年 (1734年)	制銭鑄造数を 1 局に命ぜられた。大興・宝源二局は宝年卯 360 中を鑄造した。	宝泉：41; 宝源：37	4970貫	10年 910, 171
13年 (1735年)	制銭の製造を禁止する命令が公布された。	宝泉：37		11年 684, 362 12年 685, 390

注：\*1 『皇朝文獻通考』(簡稱『通考』)より； \*2 『清実録』より、制銭鑄造数合計は 6, 367, 018, 636 貫。

\*3 『通考』1089 頁より、宝泉局は 1728 卯と宝源局は 1729 卯 (1728 卯と 1729 卯) \*1 は 987, 526 貫

20) 川勝守「清、乾隆期雲南銅の京運問題」『九州大学東洋史論集』第 17 号、1989 年、4 頁。

21) 上田裕之「清、順治期～乾隆期前半の京師宝泉・宝源二局における制銭の鑄造費用について」、33 頁。

22) 王德泰、強文学「雍正朝貨幣制度改革的背景、内容和意義」『中国錢幣』2006 年、第 4 期。



同11-12(1733-4)年に二局の合計鑄造数は『清実録』の鑄造額記録に合っているようである。『清実録』に雍正1-4(1723-6)年の鑄造数が極めて少なかったが、同9-10(1731-2)年の数字は二局に命じられた合計数より多かった。しかし、彭信威の判断したように、宝泉一局と計算すれば、また宝源局の鑄造数が宝泉局の半分という定例で合計すれば、940万余貫になった。それは『清朝文献通考』に京師二局に命じた鑄造卯数の雍正年間合計957万貫と一致していた。年間平均70万余貫鑄造した可能性が特に雍正後期に十分にあると思われる。しかし、この時期に地方鑄造局をよく停止したので、宝泉・宝源局から康熙期より制錢を京師地域に多く供給したが、本格的な拡大期が乾隆期に入るからである。

### 3. 乾隆～嘉慶期

表1-4の乾隆期の史実を見ると、京師二局は雍正期の銅政を引き続き、乾隆元(1736)年に京師局用の銅総額400万斤を雲南銅と日本銅各200万斤ずつ命じたが、3(1738)年から雲南銅定額633万斤余を京師用として決められた。5(1740)年に「青銅錢」の改鑄より、清代において制錢鑄造が最も盛んな時期を迎えた。

乾隆期の『清実録』の年末に鑄造額が記録されなかったので、『清朝文献通考』をもとにして、毎年命じられた鑄造額で大胆に推算してみよう。乾隆元-3(1736-8)年の間鑄造額がはっきりしていなかったため、雍正期10-13(1732-5)年ごろの宝泉局41卯、宝源局37卯で計算した。表1-4に議定した二局の鑄造額卯数を、同4-6(1739-41)年間各41卯、同7-8(1742-3)年間各61卯、同9-20(1744-55)年間各71卯という数値を「宝泉局の1卯鑄造数が12,480貫で、宝源局の1卯鑄造数が6,240貫であった」という康熙期の定例で、表1-5で5年ごとに計算した。京師二局は乾隆期年間約7,750万貫制錢を市場に投入したと予測できる。

同じように『清朝文献通考』を参考にして整理した表1-6と1-7からみると、

表1-4 清代宝泉・宝源局の制銭鑄造数と史実

年代	私鑄期の史実叙述	鑄造額(両)	備考(頁)
元年(1733年)	各省が乾隆皇帝を侍養するを命じた。京師、宝泉局合計136,650両額を課定した。前後各又再々2割増分を課定した。宝興、寶源局が宝泉の1/4で足りる。浙江、江蘇に産額を課定すると命じた。		439頁
2年(1737年)	宝興・宝源局の鑄造額が合計4万1400両を突破して京師内外で官錢局を10ヵ所設置した。		446頁
3年(1738年)	宝興・宝源局の鑄造額が合計4万1400両を突破して京師内外で官錢局を10ヵ所設置した。		446頁
4年(1739年)	宝泉・宝源両局は宝興を侍養した。上料錢の額で宝興に、制錢の額で宝源に用いられた。	局：0	439頁
6年(1741年)	銅鑄製造を防止するため、鑄を削減して官錢を流通すると命じた。		446頁
6年(1741年)	宝泉・宝源両局は上料錢の比例を要し、制錢で支給した。		446頁
7年(1742年)	宝泉・宝源両局は京師を侍養した。兵部への追加のために	局：0	446頁
	宝泉局は226,484両、宝源局は13,484両を増加した。		
9年(1744年)	京師での課税のために、宝泉・宝源両局の毎年11月以外に10月ずつを増設した。		
10年(1745年)	京都州の銀貨流通は天津の産額・産額が銀文を償いで地方に持ち帰ったので、地方への流通を禁止すべき。	局：0	500頁・1頁
16年(1751年)	宝泉・宝興が毎年7月を開鑄し、169,300両を増加する可能になる。豫省の時に大連東局を建て初めた。		500頁
18年(1753年)	銀文が民間に必要し、鑄造・銅課を続け、兵部へ額上額で増設すると京師から申し出た。	二局：71	500頁
19年(1754年)	宝源局は400,000両を課定して上料錢と産額の総額以外に275両半を余った。		500頁
	銭即期流通のため、戸部の協同課を課定し、乾隆20年まで兵部への課税を支給した。		500頁・10頁
21年(1756年)	宝源局は毎年7月以外に11月以外に11月増設して、27年まで56,600両半を増加した。		
22年(1757年)	唐宗元明の川銀を審計し、實際と交換するを定められた。	年額：31	501頁
23年(1758年)	戸部の乾隆26日のうち、工部課以外、6・7万両が官錢局から課税。年=額(両)1/4で発行された。		501頁
25年(1760年)	宝泉局は毎年7月以外、305,300両半を課定したが、兵部と公費で83万両半を必要としたので、78割が額上額を南して6600両半が門口を課定。	宝泉：76	501頁
35年(1770年)	戸部は雲南銀の産額で69万両、本省と他省の課税で690万両を必要とするので、本省の流通停止を審計した。		
38年(1773年)	宝泉局は上料錢に課税と交換から、銀向で支給する。毎年7月以外に02309両で増設された。		501頁
40年(1775年)	宝泉局は毎年7月を課定し、再給501,000両半を必要とした。	宝泉：76	502頁
41年(1776年)	各省において銀錢採掘の増産を著しく調整し、削減すると命じられた。	宝泉：76	502頁
55年(1790年)	各省の直轄地で鑄造した制錢の品質を一貫しなかったため、私鑄銭の流通を課定した。		768頁(42)
	私鑄銭を禁止し、各省で厳しく課定した。		768頁(4頁)
60年(1795年)	戸部は民間諸家の私鑄銭(戸=制錢)を課定して、制錢と交換できるように課定した。宝源局は11割削減の比例で課定した。		
60年(1795年)	京師と各省で私鑄銭を課定し、課税になった。宝泉・宝源両局は40割削減し、兵部額が額で支給した。		768頁
	乾隆皇帝が24歳、嘉慶帝が17歳を門下した。	局：40	768頁

出所：『清聖宗文獻通考』(簡考「通考」)より；『皇清制錢文獻通考』より。

表1-5 乾隆期京師二局制銭鑄造数

年代	西曆	宝泉(万両)	宝源(万両)	合計(万両)	
1	3年	1736-40年	255.8	120.4	376.3
6	1-10年	1741-45年	380.6	190.3	571.0
11	15年	1746-50年	413.0	221.5	634.5
16	20年	1751-55年	443.0	221.5	664.5
21	25年	1756-60年	445.5	252.7	698.2
26	30年	1761-65年	468.0	231.0	703.0
31	35年	1766-70年	468.0	221.5	689.5
36	40年	1771-75年	468.0	221.5	689.5
41	45年	1776-80年	468.0	221.5	689.5
46	50年	1781-85年	468.0	221.5	689.5
51	55年	1786-90年	468.0	221.5	689.5
56	60年	1791-95年	424.3	202.2	626.5
総計			5200.4	2533.3	7733.7

出所：『清聖宗文獻通考』1971-80頁の鑄造定額で計算。

嘉慶元-3 (1796-8) 年の間、乾隆末年に低迷した鑄造額 70 万余貫から年間 90 万貫近くまで徐々に復旧した。同 5 (1800) 年に宝泉局が 91 卯に、宝源局が 87 卯に増鑄され、鑄造額は 160 万余貫に達した。同 9-11 (1804-6) 年に宝泉局の場合、月ごとに減少した記録があったが、宝源局が明確ではなかった。宝源局が鑄造額 71 卯で計算したら、年間 120~130 万貫になった。この鑄造額は『大清五朝会典』に明らかにした数字よりやや下回っている<sup>23)</sup>

勿論、表 1-5 と 1-7 の数値は史料に記載したデータに依拠して推計したもので

表 1-6 清代宝泉・宝源局の制錢鑄造数と史実

年代	嘉慶期の宝泉鑄造	制錢鑄造数(卯)	『流通考』
元年 (1796年)	宝泉・宝源局10卯を復旧し、宝泉局に10卯を加増した。嘉慶・乾隆通宝の鑄造額が27年から3割に減少された。	宝泉30; 宝源30	7987貫
3年 (1799年)	戸部が停止した35卯を17卯、工部が停止した30卯を15卯を先復旧すると命じられた。東陞で銭貨になったため、宝泉・宝源両局の鑄造が額明徴を復旧すると命じられた。	宝泉37; 宝源35	7988貫
5年 (1802年)	宝局が復旧した以外に、各1卯を増添して、合計の17卯に増添できると命じられた。	宝泉38; 宝源37	
6年 (1803年)	宝泉・宝源両局に宝慶通宝を全額数で鑄造すると命じられた。	宝泉39; 宝源37	7989貫
7年 (1804年)	宝源局の止産額4,417,800斤を嘉慶12年から14年解業から4割に変更したと命じられた。		
9年 (1806年)	宝泉が鑄造不足では卯を3枚、本年は11月1卯を減少。本年1-3月まで卯の減産すると命じられた。	宝泉37	7980貫
10年 (1807年)	宝泉が鑄造不足で、本年度を3月、次年1-5月を3卯ずつを減少すると命じられた。	宝泉35.5	
11年 (1808年)	宝泉が本年5月7-10月6卯を1増し、11月1-12月21卯を増加すると命じられた。	宝泉36	
12年 (1809年)	宝泉局が1月1-11月1卯を増加すると命じられた。	宝泉36	
17年 (1814年)	雲南省の京軍運送を各地官倉にしっかりと実行するよう命じられた。		
19年 (1816年)	海外貿易の一方で、内洋の船商を外洋輸入に誘惑することを禁止した。		
21年 (1818年)	宝泉・宝源両局が1月銭を鑄造12年以前1割を増加すると定められた。		
22年 (1819年)	江蘇省の鑄造局が1月死産を所産、減産したことが禁止された、諷せられた。		

出所：『清史稿文獻通考』幣貨〔錢源考〕より。

表 1-7 嘉慶期京師二局制錢鑄造数

年代	両暦	宝泉 (万貫)	宝源 (万貫)	合計 (万貫)
1-3年	1796-8年	157.2	74.9	232.1
5年	1799年	93.6	44.3	137.9
6年	1800年	113.6	54.3	167.9
8年	1802年	93.6	44.3	137.9
9年	1802年	93.6	44.3	137.9
10年	1803年	93.6	44.3	137.9
11年	1804年	71.1	44.3	115.4
10年	1805年	69.3	44.3	113.6
11年	1806年	74.3	44.3	118.6
12年	1807年	93.6	44.3	137.9
総計	計	953.5	423.5	1,467.1

出所：『清史稿文獻通考』787-91頁の鑄造定額で計算。

23) 『大清五朝会典』(第12冊)「嘉慶会典一」卷十四、「戸部・錢法」186頁より、宝泉局の鑄造額は 113.7 万貫~118.6 万貫で、宝源局は 53.7 万貫~58.3 万貫であった。

あるので、毎年鑄造額の何割が実現できなかったかについて、今後、検討の余地があるが、ここで最大の規模としたら、そのぐらいの量になると言えるであろう。

#### 4. 道光期

この時期の『清朝統文献通考』に鑄造事情が簡単に記載され、表1-8のようにまとめてみたが、鑄造額について触れていなかった。ここで、入手している断片的データが京師二局の道光20年代の鑄造額であったが、表1-9で表示されている。宝泉・宝源局の鑄造額が年間130万余貫ぐらいと見られ、道光2(1822)年と7(1827)年に宝泉局の年間72卯という断片的な史料を合わせると、道光期に少なくとも100~130万貫を維持したのではないかと予測できた<sup>24)</sup>

表1-8 清代宝泉・宝源局の制銭鑄造数と史実

年代	道光期の背景	『統通考』
2年(1822年)	広東省民3州回鑄元が好まされ、外國と取引した時に銀兩不足を禁止、銀兩を溢れないように求められた。	7392貫
5年(1825年)	教諭が在外に處分することを禁止、外國との取引が銀兩、外國銀元で、禁止するよう求められた。	
9年(1839年)	外國と取引に物で、売買したか、銀錢で差別になった。北京・寧波から黄河以南各州まで、外國銀元が好まされ、鑄造の原因であった。したがって、銀錢の費用を禁止すると令じられた。	
21年(1843年)	江蘇省省が銀兩鑄造で、省民が困り、鑄造を除くよう求められた。	
27年(1851年)	戶部は上諭で多量停鑄したが、制錢を門鎖して、身御賜放で流通させるよう建白が対応された。	
30年(1860年)	宝泉局が新造した別製の銀元が一致しなかったため、八旗兵衛に毎千文に程十文を留んでいたと訴えられた。戶部鑄造が江南の京師への運送が各省の遅れたことを厳しく調べるよう求められた。	7693貫

出所：『清朝統文献通考』簡稱「統通考」より。

表1-9 道光期20年代京師二局制銭鑄造額

年代	宝泉局(貫)	宝源局(貫)	合計(万貫)
21(1841年)	810,571	390,000	123.1
22(1842年)	762,933	350,000	112.3
23(1843年)	830,568	350,000	119.1
24(1844年)	990,623	350,000	135.1
25(1845年)	881,692	350,000	124.2
26(1846年)	920,615	354,185	128.5
27(1847年)	—	—	—
28(1848年)	864,752	350,000	116.5
29(1849年)	848,131	390,000	123.8
30(1850年)	748,021	330,000	107.8

出所：『中国近代貨幣史資料』(第1輯)上冊、73頁。

24) 王德泰「十九世紀初期清代銅錢産量与当時銀貴錢賤關係の考察」, 40頁。

## 第二節 地方鑄造局の鑄造量の推計

### 1. 順治～康熙期

地方鑄造の推計が完全にできない状況とはいえるが、附表1と2を合わせてみると、次のようなことがなんとか分かっている。各省は清政府の銅錢鑄造政策に従い、順治2-7(1645-50)年間に地方鑄造局をそれぞれ開設して、停止命令を發布した同14(1657)年まで継続し、同17(1660)年に各鑄造局が停止された。また、同10-13(1653-56)年に1厘錢を鑄造したが、鑄造量が少なかった。京師の宝泉局が戸部管轄した関税で旧錢・銅器などを回収して銅錢の鑄造を維持してきた。地方も財政不安定の中で、銅錢鑄造の利益を獲得することを一つの目的として、積極的に実行していたと見られる。例えば、江寧局が順治3(1645)年に鑄造し始めて、表示しているデータで合計すると、63.6万貫であった。毎年鑄造利益から予測すると、少なくとも順治14(1657)年まで、100万貫が鑄造されたのであろう。第一節で検討したように、表1-1の鑄造量が順治期の全国鑄造総量であろうと思われるが、地方と中央の割合がまだ確認できない。

附表3に表示したように、康熙6(1667)年に各省の鑄造局が再開されたが、鑄造以来、官製銅錢が多くなり、流通停滞するという理由で、同9-10(1669-70)年に停止することになった<sup>25)</sup>。康熙20年代福建・雲南・湖南などに新しい地方鑄造局を設立したが、10～15年の間にまた停止に至った。福建の宝福局・宝台局は1684年の解禁以降に明代古錢の使用を禁止したために、「康熙通宝」を鑄造したが<sup>26)</sup>、同31(1692)年に宝台局を停止し、同34(1695)年宝福局を停止した。湖廣の場合は、湖北が同26(1687)年に、湖南が同22(1683)年に鑄造したが、同39(1670)年に銅錢の流通が停滞して価値が下がるという理由で停止した。

25) 同17), 4972頁。

26) 『福建通志』(民国51巻)に「福建錢法志」によると、康熙7年福建鑄造局を停止した。

以上の観察より、順治～康熙期において、各省鑄造が非連続していることは明瞭になっている。そして、鑄造利益を獲得するために鑄造局を設置した傾向が濃厚であった。

## 2. 雍正期の状況

附表4から分かるように、雍正元（1723）年から雲南の制銭鑄造を命令し、地方各局の鑄造が同7（1729）年から定められた。佐伯富<sup>27)</sup>は『清朝文献通考』に記載されている各省の鑄造事情と各省の官員奏摺により、雍正期の鑄造額を推計した。制銭鑄造額の記録がない場合、每文制銭の重さ1銭4分と購買した銅量数と合わせて、1割程度の減耗を引いて、計算したわけである。検討した各省の鑄造額が非常に有用なもので、引用したが、省通志の史料に記載した数値といくつかの違う点が存在している。例えば、『湖南通志』に同8（1730）年から10（1732）年末まで15,310貫を鑄造したと明記している<sup>28)</sup>『清朝文献通考』同4（1726）年の条に、雲南府と臨安府に鑄造炉を増加し、鑄造した制銭を各省に発送すると定めている<sup>29)</sup>『湖北通志』に同年に雲南府と臨安府で鑄造した制銭を本省内に流通した以外に、4万貫を湖廣の兵餉銀に搭放したと記述している<sup>30)</sup>各省の通志において、銭法について必ずしも記述していなかったが、『広東通志』と『四川通志』にも同じように雲南省から4万貫を運送してきたと記載している<sup>31)</sup>雲南省の鑄造額について、嚴中平の『清代雲南銅政考』

27) 佐伯富「清代雍正期における通貨問題」東洋史研究会編『雍正時代の研究』同朋舎出版、1986年、619-687頁。

28) 曾國荃等撰『湖南通志（三）』清光緒11年重刊本、台湾華文書局、1967年。卷57、1394頁、「自八年開鑄起至十年年底止鑄出錢一万五千三百一十串」。

29) 『清朝文献通考』卷15、錢幣三、4985頁、「增雲南省城及臨安府局炉座鑄錢發運各省」と書いている。

30) 張仲炘等纂『湖北通志』民国10年重刊本、台湾華文書局、1967年。卷52、1235頁、「雍正四年覆准雲南省城臨安二局制錢除本省搭放流通外以四萬貫發運湖廣等省令各省…」。

31) 『広東通志（五）』同治3年重刊本、台湾華文書局、1968年、179巻、3074頁。『四川通志（四）』嘉慶21年重刊本、台湾華文書局、1967年、巻70、2364頁、雍正四年にはっきり書いていなかったが、雍正十年条の前に記載されている。

により、雍正年間雲南鑄造局の鑄造額を合わせると、222.6万貫になるが<sup>32)</sup>、佐伯富の推計した217.5万貫との差は多くなかったと思われる。

### 3. 乾隆～嘉慶期

附表5で示しているように、乾隆年間に各省の鑄造が清代初期に比べて長期的に行われ、雲南銅鈔の繁栄により、京師二局を運送した以外に、地方鑄造局の購入も許可された。

表2-1は『欽定戸部鼓鑄則例』に記載されている各省の鑄造データをまとめたものである。規定している卯数・制錢鑄造額と、『清朝文献通考』に個別的なデータと、一致することが少ないが、近いと判断している。それで、『欽定戸部鼓鑄則例』に規定した各省の毎年銅使用量と鑄造数を基にして、購入銅量

表 2-1 乾隆年間の地方鑄造事情

省	鑄造局	卯数 (鑄)	毎年卯数 (卯)	毎年銅使用 総量(斤)	鑄造銭数 (貫)	備考(鑄造総額)
直隸	宝直局	5	48		600,750	平陽4卯、乾隆10年：72,300貫；16年：44,533貫
山西	宝晋局	6	12	108,000	26,208	乾隆15年：2卯、42,324貫；23年：40,906貫
陝西	宝陕局	20	24	504,000	87,360	乾隆12年：24卯、72,800貫；16年：120,400貫
			代鑄24	29,796	7,229	
蘇州	宝蘇局	16	28	460,799	111,820	乾隆5年：2卯、111,669貫
浙江	宝浙局	10	648卯	582,065	129,600	乾隆5年：36卯、26,613貫
福建	宝福局	4	36	178,021	43,200	乾隆5年：2卯、48,533貫
江西	宝昌局	10	24	248,000	70,963	伊闕24卯、乾隆7年：41,932貫；9年：69,888貫
湖廣	宝南局	20		392,200	96,108	伊闕24卯、乾隆8年：24,000貫；21年：84,379貫；24年：168,738貫
湖北	宝武局	20	24	400,000	98,248	乾隆8年：36卯、72,800貫
			加鑄24	400,000	98,248	
廣東	宝康局	6	36	241,264	34,500	乾隆10年：36卯、17,244貫；14年：72卯、34,438貫
廣西	宝桂局	20	36	392,200	96,600	平陽36卯、嘉慶7年：28,800貫；14年：96,600貫
四川	宝川局	30	12	664,040	134,447	伊闕34卯、乾隆3年：72,800貫；11年：124,403貫*
	氣鑄		30卯	45,960	11,512	乾隆17年：93,200貫*、19年：124,400貫*
	氣鑄			600,000	145,600	
	加鑄		40卯	160,000	24,266	
	加鑄		40卯	50,000	12,133	
貴州	宝務局	20	68	665,435	143,333	乾隆4年：36卯、103,958貫；8年：46卯、128,895貫
	氣鑄			85,648	14,352	乾隆24年：69卯、172,056貫*
	氣鑄			59,719	14,193	

出所：故宮博物院編『戸部鼓鑄則例』；備考：『清朝文献通考』巻16～18より；\* 工料を除いた額

注：代鑄は代替として録査することである。加鑄は鑄造量以外に増加分を鑄造したことである。

32) 嚴中平編著『清代雲南銅政考』95頁第5表より計算した。

数と合わせたら、鑄造可能年数になり、また制錢鑄造可能額を算出する。現段階の史料で判断できる数値を修正し、鑄造額修正として表示している。その方法で乾隆～嘉慶期の各省の制錢鑄造総量を推計してみたい。

まず、雲南銅を主に利用した省から検討してみよう。『清代雲南銅政考』に各省購入雲南銅量の推計に依拠して表2-2(1)を作成した。乾隆5(1740)年から嘉慶16(1811)年までのデータがあるので、4段階で推計してみた。その目的は後述するように乾隆期からの大量鑄造をもっと詳細に分析したいからである。

江西省の場合は乾隆7(1742)年に鑄造を開始し、同10(1745)年まで購入した銅量が2年間鑄造可能であるが、乾隆21～60年間、大量に購入して合計45年間の鑄造可能になった。少なくとも規定した毎年鑄造額が完成できると考えられる。その間に定額以外の鑄造が見られないので、乾隆期に使い残った銅量が嘉慶期に使いまわす可能性もある。そうすれば、嘉慶に12年間以上の鑄造可能があり得ると思われる。また、乾隆59(1794)年に各省の鑄造停止を定めたので<sup>33)</sup>38年間226.2万貫を鑄造したことになる。嘉慶1-16(1796-1811)年まで計算すると、112.1万貫になる。

廣西省の宝桂局は乾隆7(1742)年に鑄造し始めたが、同10(1745)年まで雲南銅を買う記録を明記していなかった<sup>34)</sup>表2-2(1)に表示しているように、乾隆7年に省内の銅源を利用して28,800貫の鑄造額を申請したが、11(1746)年に省内の銅が足りないの、雲南銅を購入すると申し上げ、14(1749)年に96,000貫が鑄造するように許可された<sup>35)</sup>それで、乾隆10(1745)年まで11.5万貫を鑄造した可能性がある。同11(1746)年から嘉慶期まで雲南銅の購入量が分かるが、省内で採掘した銅量が把握できないことによって、推計額ぐらいを鑄造したと予測できるであろう。

33)『清朝統文獻通考』卷19、錢幣一、7686頁。

34) 嚴中平編著『清代雲南銅政考』85頁第3表と『銅政便覽』491頁より、乾隆11年から廣西省は雲南から銅を購入し始めた。

35)『清朝文獻通考』卷16、錢幣四、5001頁；卷17、錢幣五、5007頁。



表2-2 乾隆～嘉慶期各省銅の購買数量合計と鑄造額推計(1)

江西		宝昌局	購入銅量*1 (万円)	開始:乾隆7年	鑄造可能額 (万貫)	鑄造額修正 (万貫)
乾隆期	西曆	鑄造可能年間数				
乾隆5～10年	1740～45年		63.3	2年間	14.0	
乾隆11～20年	1746～55年		228.7	8年間	56.1	
乾隆21～30年	1756～65年		1306.7	45年間	316.3	226.2
嘉慶1～16年	1796～1811年		359.9	12年間	84.1	112.1
廣西		宝桂局	購入銅量*1 (万円)	開始:乾隆7年	鑄造可能額 (万貫)	鑄造額修正 (万貫)
乾隆期	西曆	鑄造可能年間数				
乾隆5～10年	1740～45年		?	?	?	11.5
乾隆11～20年	1746～55年		222.0	6年間	57.6	
乾隆21～30年	1756～65年		1,460.0	37年間	355.2	
嘉慶1～16年	1796～1811年		419.8	10.5年間	100.8	
貴州		宝黔局	購入銅量*1 (万円)	開始:乾隆元年	鑄造可能額 (万貫)	鑄造額修正 (万貫)
乾隆期	西曆	鑄造可能年間数				
乾隆5～10年	1740～45年		91.0	1年間	14.4	56.6
乾隆11～20年	1746～55年		376.0	6年間	86.1	
乾隆21～30年	1756～65年		1,276.4	19.5年間	279.9	
嘉慶1～16年	1796～1811年		588.0	9年間	129.2	
陝西		宝川局	購入銅量*1 (万円)	開始:乾隆13年	鑄造可能額 (万貫)	鑄造額修正 (万貫)
乾隆期	西曆	鑄造可能年間数				
乾隆5～10年	1740～45年		—	—	—	—
乾隆11～20年	1746～55年		180*2+120*3	8年間	78.7	
乾隆21～30年	1756～65年		1046.9*2	29年間	211.1	
嘉慶1～16年	1796～1811年		224.3*1	11.8年間	85.9	
湖北		宝武局	購入銅量*1 (万円)	開始:乾隆8年	鑄造可能額 (万貫)	鑄造額修正 (万貫)
乾隆期	西曆	鑄造可能年間数				
乾隆5～10年	1740～45年		26.9*4	1年間	7.3	
乾隆11～20年	1746～55年		150*4+50*5	4年間+増鈔	68.0	
乾隆21～30年	1756～65年		591.9*4	14.8年間	145.5	
嘉慶1～16年	1796～1811年		250*1	6.2年間	61.0	

出所: \*1 『清代雲南銅政考』 85頁第3表より合計。

\*2 日本銅の数量であるが、『清朝文献通考』 6008頁より計算。

\*3 四川銅の数量で、『清朝文献通考』 5008頁より計算。

\*4 『銅政便覧』、475-9頁より合計。

\*5 『湖北通志(三)』 卷32、1235-5頁より計算。

雍正期から鑄造していた貴州省は乾隆元(1736)年の鑄造以来、同4(1739)年に炉を10から20座まで増加し、9年に卯数も増加した<sup>36)</sup>『清代雲南銅政考』の推計が乾隆5(1740)年からのデータであったが、『銅政便覧』<sup>37)</sup>によれ

36) 同前4996, 5001頁。

37) 『銅政便覧』501-3頁。

ば、雍正11、12年、乾隆元年、2年、8年に購入した記録があるので、乾隆4(1739)年の10.4万貫を同8(1743)年までに鑄造したこととしたら、41.6万貫になる。また同9(1744)年の12.9万貫を加えると、乾隆10(1745)年まで54.5万貫を鑄造した可能性になろう。乾隆24(1759)年に『清朝文献通考』に記録している鑄造額と、『欽定戸部鼓鑄則例』(乾隆22年編纂したものと見られる)に記載している定額、増加額の合計値と、一致していることが明らかになった。しかし、嚴中平が指摘しているように<sup>38)</sup>雲南銅の購入量が最も多かった貴州において、乾隆21~60年間の鑄造額が280万貫ぐらいであった。嘉慶16年まで130万貫ぐらい鑄造した可能性がある。

陝西省は順治と康熙期に鑄造した記録があるが、雍正期に鑄造局を設置していなかった。乾隆13(1748)年に西安府で鑄造局を設立するまで、四川省の鑄造事情で分かったように乾隆11-16(1746-51)年間、毎年31,200貫が支援された。『清朝文献通考』に以下の記録が残されている<sup>39)</sup>13(1748)年に巡撫陳宏謀は銅銭の価値が上昇しているので、浙江・江蘇省の商人が輸入した日本銅30万斤が本省にとどいて、年間制錢72,800貫を申請した。同16(1751)年に四川銅25万斤を購入し、炉10座を増設し、48,600貫の鑄造が許可され、同19(1754)年以降、日本銅減少より四川銅鉞から35万斤の購入量を申し込んだ。同29(1764)年に四川銅の減少より、鑄造銅量38万斤を雲南から購入すると許可された。以上の史実を基にすると、表2-2(1)のようになる。

湖北省について、『清朝文献通考』の乾隆8(1743)年条に、商売繁盛で、小銭が広く行使されるので、雲南銅を購入して、制錢72,800貫を申請した<sup>40)</sup>いままでも利用した『清代雲南銅政考』には湖北の乾隆期推計についてあまり論述されていないので、『銅政便覧』の記録を引用した。嘉慶期のデータはまた『清代雲南銅政考』から引用した。また、『湖北通志』には記録した錢法の内容と

38) 嚴中平編著『清代雲南銅政考』, 20頁。

39) 『清朝文献通考』卷17, 錢幣五, 5006頁の13年条; 5008頁の16年条; 5016頁の29年の条。

40) 同前, 5000頁の8年条。

『欽定戸部鼓鑄則例』の記載と一致しているので、参考にした。同18(1753)年に漢口から銅40万斤を購入し、86,900貫を鑄造した<sup>41)</sup>同19(1754)年に毎年24卯を増鑄することが認められた。また、湖南省から使いきれない省産の銅10万斤を購入することを合意した。それで、同20(1745)年まで、合計55.3万貫ぐらいと予想できる。同21-60(1746-85)年間、雲南銅を主に利用して、推計したように145.5万貫になる可能性がある。ちなみに、湖南の10万斤が何年まで持続するかが確認できないので、累計には省略した。また、政府が買い上げた日本銅25万斤を湖北省に分配することとなるが、実際に定額通りに輸入できなかった<sup>42)</sup>嘉慶1-16(1796-1811)年まで61万貫を推計した。

次に、雲南銅と輸入した日本銅を購入した省について検討してみよう。表2-2(2)に推計したデータにおいて、明和5(1768)年まで明記している船名で持ち帰った銅量をそれぞれに推計してみた。船名によって、寧波船・乍浦船・南京船が浙江、江蘇2省、廈門船が福建省、廣東船が廣東省から出発した船であったと考えられる。それ以降、船名が判明しにくくなるが、それまでの10年間乍浦船が多かったことから考えると、浙江、江蘇2省に銅を輸入し続けた可能性が十分高いといえるであろう。

表2-1と表2-2(2)を合わせて、江蘇省と浙江省を一緒に考察してみよう。宝蘇局は乾隆元(1735)年の鑄造命令にしたがって開始したが、2(1737)年に停止され、5(1740)年に雲南銅を購入して46万斤の銅を使って鑄造し始めた。宝浙局は同5年に雲南銅33万斤と日本銅を合わせて53万斤を使って、鑄造を開始した<sup>43)</sup>清政府は雲南銅の産量が多くなっても、日本銅の輸入を放棄しなかった。5年条には、江浙2省の商人に日本銅の輸入を相変わらず命じて、購入量の半分を商人に自由に販売してもらい、半分を2省が購入すると議定した。9年条には、日本銅を5省に分配することを決め、11(1746)年に輸

41) 『湖北通志(三)』巻52, 1235-6頁。

42) 『清朝文献通考』巻16, 錢幣四, 5000頁。

43) 同前, 4997-8頁, 5年条。2省の銅使用量と『戸部鼓鑄則例』の記録とはほぼ一致している。

表2-2 乾隆～嘉慶期各省銅の購買数量合計と鑄造額推計(2)

江蘇	宝蘇局	雲南銅の *1	日本から輸入した銅量(万斤) *2	鑄造開始: 乾隆6年	鑄造可能額(万貫)	鑄造額修正(万貫)
乾隆期	百兩	購入量(万斤)		鑄造可能年閏数		
乾隆5～10年	1740～45年	69.5	130.0	3.7年閏	41.4	
乾隆11～20年	1746～55年	93.0	130.0	4.2年閏	47.0	
乾隆21～30年	1756～65年	103.7	135.0	26年閏	313.6	
嘉慶1～16年	1796～1811年	652.9	不明	14.8年閏	133.5	
浙江	宝浙局	雲南銅の *1	日本から輸入した銅量(万斤) *2	鑄造開始: 乾隆5年	鑄造可能額(万貫)	鑄造額修正(万貫)
乾隆期	百兩	購入量(万斤)		鑄造可能年閏数		
乾隆5～10年	1740～45年	138.0	100.0	4年閏	52.0	
乾隆11～20年	1746～55年	21.9	100.0	2.3年閏	29.9	
乾隆21～30年	1756～65年	970.6	135.0	21.8年閏	283.4	
嘉慶1～16年	1796～1811年	623.3	不明	11.7年閏	152.1	
廣東	宝廣局	雲南銅の *1	日本から輸入した銅量(万斤) *2	鑄造開始: 乾隆10年	鑄造可能額(万貫)	鑄造額修正(万貫)
乾隆期	百兩	購入量(万斤)		鑄造可能年閏数		
乾隆5～10年	1740～45年	7.7	10.1	2年閏	3.5	1.7
乾隆11～20年	1746～55年	113.8	48.4	11.5年閏	39.7	34.6
乾隆21～30年	1756～65年	323 *3	80.0	37年閏	127.0	
嘉慶1～16年	1796～1811年	172.4	?	2年閏	6.9	
福建	宝福局	雲南銅の *1	日本から輸入した銅量(万斤) *2	鑄造開始: 乾隆10年	鑄造可能額(万貫)	鑄造額修正(万貫)
乾隆期	百兩	購入量(万斤)		鑄造可能年閏数		
乾隆5～10年	1740～45年	52.5	—	3年閏	13.0	33.9
乾隆11～20年	1746～55年	119.7	219.3	19年閏(5.5年閏)	82.1(23.7)	23.9
乾隆21～30年	1756～65年	2154.6	107.3	121年閏(32.7年閏)	522.7(143.3)	143.3
嘉慶1～16年	1796～1811年	652.9	—	36.6年閏(10年閏)	158.1(43.2)	43.2
福建	宝台局 *4	雲南銅の *1	日本から輸入した銅量(万斤) *3	鑄造可能年閏数	鑄造可能額(万貫)	鑄造額修正(万貫)
乾隆期	百兩	購入量(万斤)				
乾隆5～10年	1740～45年	52.5	—			
乾隆11～20年	1746～55年	119.7	219.3	5.5年閏	33.0	
乾隆21～30年	1756～65年	2154.6	107.3	32.7年閏	138.2	
嘉慶1～16年	1796～1811年	652.9	—	10年閏	60.0	

出所: \*1 坂中一編『清代雲南銅政考』36頁第3表より合計。

\*2 永積洋子『唐船輸出品数量一覽 1637-1833』「唐船輸出品目録」より。

\*3 『雍正便覧』488頁より。

\*4 宝台局の存在についてははっきりしていないが、『福建貨幣史略』より仮定として推計している。

鑄造可能年閏数は宝福局の推計より、いかなる銅量でも43万貫の需要で計算してみた。

表2-3 日本から輸入した銅数量(万斤)

日本の年号	中国の年号	戸曆	寧波船	南京船	乍浦船	廣東船	廈門船
元文4年—延享2年	乾隆4—10年	1739—45年	169.9	260.4	250.6	10.1	—
延享2年—宝暦5年	乾隆11—20年	1746—55年	187.8	354.4	147.7	48.4	219.3
宝暦5年—天明5年	乾隆21—30年	1756—65年	216.0	223.7	916.9	80.0	107.3

出所: 永積洋子『唐船輸出品数量一覽 1637-1833』「唐船輸出品目録」より統計。

入量を減少し、15（1750）年にさらに減少していたが、商人を派遣することを止めなかった<sup>44)</sup>。それで、表2-3に寧波船・南京船・乍浦船で積んで帰った銅総量をそれぞれの年数で平均してから、2省の最小購入値を仮定してみた。即ち、乾隆10（1745）年までに毎年20万斤、11-20（1746-55）年まで毎年15万斤、21-33（1747-1759）年まで15万斤で計算してみた。表2-2（2）に雲南銅と日本銅を合わせて鑄造年数と額を推定してみた。日本銅の輸入が量的に減少していたが、1833年までの唐船輸出入品数量一覧には銅の輸出が確認できる。21-33年間に、乍浦船が多かったことからみれば、江浙2省に持ち帰った可能性も高いであろう。したがって、表2-2（2）で推計した鑄造額が多分最低値であろうと思われる。ちなみに、四川省から購入の可能性もあるが、記録がないので、検討できない。

表2-3と表2-2（2）を合わせながら、『銅政便覧』も参考した上で、推計してみよう。廣東省は乾隆10（1745）年に古い銅銭を駆逐する目的で鑄造局の設置、17,244貫<sup>45)</sup>の鑄造額を申請した。この時期に廣東船で日本から持ち帰った銅が他省に運送の可能性が高いと見られる。それで、10（1745）年まで1.7万貫を修正した。乾隆14（1749）年72卯で34,480貫の数値と『欽定戸部鼓鑄則例』の34,560貫と近いので、後者の数値で計算してみた。同11-20（1746-55）年に雲南銅と日本銅を合わせると、11.5年間の銅量になる。管見する限り、定額以外の増加記録がなかったので、10年間で34.6万貫を修正した。日本銅の一部がまた他省に行く可能性もあろう。同21-60（1756-95）年間の購入量について、『清代雲南銅政考』（172,421斤の18回で367.8万斤と推計した）と『銅政便覧』（15万斤の27回で405万斤と記録した）の相違が若干みられる。巖中平は史料を利用した際に、『銅政便覧』で推計したデータが最

44) 同前、5000頁。9年条に「毎年辦洋銅一百三十万斤解運直隸保定府三十万斤陝西西安府三十万斤江蘇蘇州府二十万斤江西南昌府二十五万斤湖北武昌府二十五万斤」と議定した。しかし、11年予定通り帰国できず、80万斤まで減額し、15年に50万斤まで減額した。その銅を各省に分配して運送すると記録している。実は分配された省の銅量が判断できない。

45) 『清朝文獻通考』巻16、錢幣四、5001頁。

低値として、阮元『雲南通志稿』のデータが最高値として採用している<sup>46)</sup>したがって、雲南銅（172,421斤の27回で）523万斤で修正して、37年間鑄造の可能性を予測した。

福建省の鑄造額について既に推定してみたが<sup>47)</sup>、『銅政便覧』と『欽定戸部鼓鑄則例』に記載している数値を合わせながら、再確認する必要がある。『清朝文献通考』の乾隆5（1740）年に鑄造局を開設したと記録したが<sup>48)</sup>実は台湾の軍士が銅銭を使用したために、4（1739）年に鑄造しはじめたのである。毎年鑄造額について、『福建省例』『錢法例』に43,000余貫の叙述<sup>49)</sup>と、『欽定戸部鼓鑄則例』の43,200貫<sup>50)</sup>と、一致しているので、この数値を基本として使いたい。同4（1739）年の鑄造量を加えると、同10（1745）年まで、13.9万貫に修正した。『銅政便覧』<sup>51)</sup>によると、同28（1763）年以降、60万斤ぐらゐの雲南銅を3年に1回購入したと記録している。前述したように、嚴中平の推計が阮元『雲南通志稿』のデータを基にして毎年652,920斤で、5万斤が多かった以外に、毎年購入しているとみられている。そうすると、もし福建省内において1局で鑄造するならば、同21-60（1756-95）年間で購入した銅総量が121年間の鑄造量になる。これは当然あり得ないことである。拙稿で引用した『福建貨幣史略』<sup>52)</sup>により、福建の省都福州で宝台局も設置し、台湾の軍兵の給与用に制銭を鑄造したと分析している。宝台局の場所、毎年鑄造額などの史実はまだ明らかになっていないが、兵数で推算すれば、毎年6万貫で銅48

---

46) 同34)。

47) 拙稿「清代福建省における経済発展と貨幣流通」『松山大学論集』19-1, 2007年, 181-4頁。表2-1に示しているように、宝福局が乾隆5年に48,533貫という数値で推計したので、嘉慶16年まで福建二局の合計が約555万貫になっている。その結果が43,000貫という数値で推計したものより、若干多かったと見込んだ。

48) 同33)。

49) 台湾銀行経済研究室編『福建省例』『錢法例』台湾文献叢刊第199種, 台湾中華書局, 1984年, 579-595頁。

50) 『戸部鼓鑄則例』, 164頁。

51) 『銅政便覧』, 474頁。

52) 福建省錢幣学会編著『福建貨幣史略』北京中華書局, 2001年, 66-8頁。

万斤を需要したと予測されている。仮に二局で使われている銅量を計算すれば、32.7年間分になる。表2-2(2)の福建について、表示しているように、宝福局を優先的に推計した後、仮定として宝台局も同じ年間数を推計してみた。嘉慶16年までの合計が約511万貫になり、前稿で推計した約555万貫より少なめになっている。いまの段階では仮説の方が史実に近いものではないかと思われる<sup>53)</sup>

最後、本省産の銅を主に利用している省の鑄造局についてみたい。

湖南省は乾隆期に雲南銅をあまり利用しなかったことがわかった<sup>54)</sup>。乾隆6(1741)年に鑄造した24,000貫が雲南銅を使ったものの、同13(1748)年から省内産の銅鉞採掘が順調になった。同19(1754)年に炉を5座増加し、21(1756)年に炉が10から20座に増え、84,379貫を鑄造した。また、同24(1759)年に制錢8万貫の鑄造を増加して甘肅省に2年間支援したこともあった。同44(1779)年に銅の産量が減少したために、炉が15座になり、30万斤銅で、63,280貫が鑄造可能であった。『銅政便覧』<sup>55)</sup>には乾隆7(1742)年の15.8万斤と16(1751)年の10万斤を購入した記録しかない。したがって、仮に乾隆10(1745)年まで2.4万貫を定額として、合計12万貫の鑄造が可能になり、20(1755)年まで24万貫になる。21(1756)年から『欽定戸部鼓鑄則例』に記載している9.6万貫を定額として推計して、44(1779)年までに鑄造し続けられれば、220.8万貫になる。24-25年間、甘肅に運送した増加分が湖南省内に流通していなかったため、累計しなかった。44-60(1779-95)年間6.3万貫を定額として、推算すれば、100.8万貫になる。乾隆年間、合計321.6万貫を鑄造した可能性がある。嘉慶7-16(1802-11)年間雲南から毎年22万斤を購入し、

53) 葉真銘「清代乾隆時期福建宝福局為台湾鑄錢小考察」(『中国錢幣』2008年4期)に省城福州の一カ所の鑄造局で台湾用の制錢を鑄造したという見解を示した。即ち、鑄造二局を設置すると、鑄造コストと費用が倍かかるので、同一鑄造局で「乾隆通宝」の裏面で「宝福」「宝台」という漢字が刻まれることによって2種の制錢を区別するというやりかたが合理的であると指摘した。この見解は制錢鑄造額の推計に影響がないと考えられる。

54) 『清朝文献通考』卷17 錢幣五, 5011-13頁。『湖南通志(三)』卷57, 1394-5頁。

55) 『銅政便覧』, 481頁。

表 2-2 乾隆～嘉慶期各省銅の購買数量合計と鑄造額推計(3)

湖南	宝南局	購入銅量	開始:乾隆5年	鑄造可能額
乾隆期	西曆	(万斤)	鑄造可能年間数	(万貫)
乾隆5～10年	1740～45年	雲南不明	5年間	12.0
乾隆11～20年	1746～55年	雲南不明+本省	10年間	24.0
乾隆21～60年	1756～95年	本省産	40年間	321.6
嘉慶 1～16年	1796～1811年	雲南220*1+本省*2	16年間	73.4
四川	宝川局	購入銅量	開始:乾隆5年	鑄造可能額
乾隆期	西曆	(万斤)	鑄造可能年間数	(万貫)
乾隆5～10年	1740～45年	165.3 *1	5年間	36.4
乾隆11～20年	1746～55年	本省産 *3	10年間	134.0
乾隆21～60年	1756～95年	本省産	40年間	536.0
嘉慶 1～16年	1796～1811年	本省産	16年間	214.4

出所：\*1『清代雲南銅政考』85頁第3表より合計。

\*2『湖南通志(三)』卷57、1394～6頁。

\*3『四川通志(四)』卷70、2364～9頁。

注：鑄造可能年数と鑄造量はそれぞれの引用より判断して推計したものである。

合計 220 万斤になるが、省内の銅を合わせて年間 6.3 万貫が鑄造可能である。つまり 100.8 万貫になる。しかし、25 年に鑄造炉が 10 座まで減り、年間 4.2 万貫の鑄造量が軍兵の年間 3.1 万貫の需要に満足したので、15-18 (1801-13) 年間、137 卯を鑄造しなかったことがわかった<sup>56)</sup> したがって、嘉慶 16 (1802) 年まで、73.4 万貫になるであろう。

四川省は乾隆 5-10 (1740-5) 年に雲南から銅を購入したが、それ以降、省内の銅鉞が豊富になり、嘉慶期まで大量な鑄造が行われたことが判明した<sup>57)</sup> 乾隆元年から各省の鑄造命令に応じて開始し、同 3 (1738) 年に炉が 7 から 15 座までの増加と、銅鉛 60 万斤で年間 72,800 貫の鑄造を申請した。その時に雲南から 33 万斤銅を購入し、それで、36.4 万貫が鑄造できた。同 7 (1742) 年以降、省内銅鉞が採掘し始め、11 (1746) 年に陝西省に制銭 31,200 貫の鑄造

56) 『湖南通志(三)』卷 57, 1396 頁。『欽定戸部鼓鑄則例』に年間 24 卯, 9.6 万貫で計算すれば、1 卯が 4,000 貫になり、137 卯が 54.8 万貫になる。

57) 『清朝文献通考』卷 16, 錢幣四, 4995 頁；卷 17, 錢幣五, 5005 頁。『四川通志(四)』卷 70, 2364-9 頁。『欽定戸部鼓鑄則例』177-82 頁。



表 2-2 乾隆～嘉慶期雲南省鑄造額推計(4)

雲南省13鑄造局合計		鑄造可能額
乾隆期	西暦	(万貫)
乾隆5～10年	1740～45年	201.4
乾隆11～20年	1746～55年	557.8
乾隆21～60年	1756～95年	1651.8
嘉慶1～16年	1796～1811年	138.2

出所：『清代雲南銅政考』95頁第5表より合計。

を協力するために、炉 15 から 30 座までに増加した。表 2-1 の四川状況から分かるように、鑄造の代替や増加鑄造がしばしば行われ、『四川通志』の乾隆 44 (1779) 年、嘉慶 5-6 (1800-1) 年に 14 万貫の増鑄記録が明確になっている。それで、『欽定戸部鼓鑄則例』に記載している 13.4 万貫を鑄造額として、表 2-2 (3) のように推計してみた。つまり、乾隆年間合計 706.4 万貫、嘉慶 16 年まで 214.4 万貫を鑄造したことになるが、この仮に累計した数値が最低値であろうと思われる。

雲南省について『清代雲南銅政考』より 13 鑄造局を時期別に推計して、表 2-2 (4) のように、乾隆年間合計 2,411 万貫、嘉慶 16 年まで 138.2 万貫になる。

直隸宝直局と山西宝晋局について表 2-1 に挙げている情報があるが、雲南から購買する記録がなかった。少なくとも日本銅と本省で調達した銅を利用して、鑄造が行われたが、時期的に鑄造額が確認できない。

#### 4. 道光期

表 2-3 に引用した各省の鑄造額は表 2-1 に示している『欽定戸部鼓鑄則例』の鑄造数と同じ額の省が半分ぐらい存在した。唐与昆が『制錢通考』を書く時に、『欽定戸部鼓鑄則例』を参考にした可能性が証明できないが、この数値の信頼性に疑問を持っている。ただし、もし、事実であれば、地方鑄造額が長期的に変わらなかったことになり、乾隆～嘉慶期の推定も史実に近いと思われる。データの限界で道光期各省の鑄造額を推定することを断念した。

表 2-4 道光期 20 年代全国鑄造額

省	鑄造量 (貫)
直隸	60,756
山西	17,472
陝西	9,474
江蘇	111,821
浙江	129,600
福建	43,200
江西	42,032
湖南	48,054
湖北	84,420
廣東	34,560
廣西	24,000
四川	1,941,430
雲南	170,568
貴州	89,773
河南	—

出所：唐与昆『制錢通考』巻3，18-23頁；  
杜家驥から引用。

### 第三節 銅銭鑄造の不均衡

順治と康熙期の鑄造量が京師二局のものか、地方鑄造額を合計したもののかについて、新しい史料の発見により、検討する余地があるが、各省の鑄造事情・期間を見ると、地方の鑄造量が極めて少なかったことが明瞭になっている。乾隆期に雲南銅の繁栄より、京師二局の銅源が保証された一方、各省鑄造局の銅源も頼ることになった。ここで、省の単位において、時期別にどのような変化をもたらしたかを分析してみたい。前節で推定した各地方鑄造局の鑄造累計量を各省の人口数とリンクして、1人平均制錢使用量を算出する。数値の高い省が制錢の普及度が高いと思われる。そして、表 2-2 (1) - (4) で推定した鑄造可能額が現段階の史料範囲で利用できる銅量で計算したものであるため、最低値として考える。省内の銅器、四川省から銅の調達などの可能性があるため、乾隆5年～嘉慶16年までずっと鑄造し続ける場合を最高値として採用する。観察範囲は雍正期、乾隆20年まで、乾隆60年まで、嘉慶16年までという4段階で説明する。各省の人口数が梁方仲<sup>58)</sup>の推計を利用しているものである。

表3-1には雍正末期の各省の制錢鑄造量と人口数を平均した数値を表示しているが、その数が各省の銅錢使用量であると考えられる。雲南・貴州の鑄造量が非常に多くて、その地域の人口が少なかったため、1人平均使用量が10,000文以上になったと見られている。公定比価1両=1,000文で交換すれば、10両以上使用できる状態であった。それは雲南銅鉞の開発と政府の制錢政策より、鑄造した銅錢がその地域に集中した事実が読めるであろう。しかし、四川、湖南、湖北の1人平均使用量が100~200文ぐらいで、山東・江蘇・安徽・浙江・江西が30~50文程度であった。山西省がわずかに8文であった。廣東・福建省の鑄造がまだ行われていなかった。それで、全国的にアンバランスな状態が始まったと言えるであろう。

表3-2は乾隆5(1740)年から嘉慶16(1811)年まで累計したものである。同5(1740)年から雲南銅鉞から購入するデータが残されているので、より具

表3-1 雍正末各省の制錢鑄造量と1人平均制錢使用量(仮定)

省	鑄造量 (万貫)*1	人口数*2 (万人)	1人平均 銅錢数(文)
江蘇	18.2	267.3	57
安徽	7.2	136.0	53
浙江	9.6	275.9	38
江西	9.6	217.3	44
湖南	4.8	34.1	141
湖北	4.3	45.3	106
貴州	24.0	2.1	11,221
四川	10.0	40.9	241
山東	7.2	23.0	32
山西	1.4	176.9	8
雲南	217.5*	14.5	14,375
河南	2.6	204.9	13

出所：\*1矢作富『清代雍正期における通貨問題』68頁の第二表から引用。

\*2梁方仲編著『中国歴代戸口・田地・田賦統計』258頁甲表78より。

注：\* 嚴中平編著『清代雲南銅政考』95頁第5表より、222.6万貫で16,352支/1人になる。

58) 梁方仲編著『中国歴代戸口・田地・田賦推計』258頁甲表78と262頁甲表82。

体的な数値が算出できる。また、その年から、制錢の銅で銅器製造を防ぐために、錫の成分を入れて、「青錢」を鑄造するように命じた<sup>59)</sup>。それで、各省ではいままで公定しなかった成分比例が、原料100斤ごとに銅50斤と統一された。推計設定としては、5-20 (1740-65) 年まで各省の事情に依拠して、鑄造開始年が一致していなかったが、20年まではほぼ全国の各省では鑄造していた状態であった。21-60 (1756-95) 年までは各省が財源の範囲で銅を購入した時期であり、錢法において、安定的に鑄造する時期でもあったが、各省の銅量の獲得によって、鑄造量の差も存在した。嘉慶16 (1811) 年までという設定が史料の記録に関係がある以外に、四川省のように、銅の産出量が減少するとともに、鑄造量も減ったとみられ、その影響が他省にまで及んだと思われる。そして、史料で記録した銅購買量が『雲南通志稿』で残された記録であったの

表 3-2 乾隆～嘉慶期各省の制錢鑄造量と1人平均制錢使用量(仮定)

省	乾隆開始年-20年まで					乾隆開始年-60年まで					嘉慶16年まで				
	人口 (万人)	鑄造量 (万圓)	1人平均 使用量(圓)	人口 (万人)	鑄造量 (万圓)	人口 (万人)	鑄造量 (万圓)	1人平均 使用量(圓)	人口 (万人)	鑄造量 (万圓)	1人平均 使用量(圓)	人口 (万人)	鑄造量 (万圓)	1人平均 使用量(圓)	
直隸	299.7	368.8	1.23	?	?	331.1	3073.8	9.28	?	?	376.9	4075.0	10.81	?	
山西	513.2	25.0	0.05	?	?	1328.8	126.8	0.09	?	?	402.7	167.7	0.42	?	
陕西	673.6	35.9	0.05	?	?	344.1	4.3.3	0.13	497	259.8	0.76	1292.7	622.1	0.48	
江苏	122.0	178.8	1.46	88.4	60	238.7	228.0	0.96	402.0	150	0.37	675.1	252	0.37	
浙江	363.0	267.4	0.74	83.9	60	222.4	228.8	1.03	362.3	165	0.46	282.7	532.1	1.88	
福建	72.0	38	0.53	50.6	50	134.7	24.9	0.18	407.4	220	0.54	147.3	311.0	2.11	
江西	403.6	38	0.09	70.1	30	193.8	228.3	1.18	266.3	150	0.56	220.3	410.4	1.86	
湖南	967.0	144.2	0.15	30.0	40	133.8	523.6	3.92	377.6	210	0.56	183.0	632.3	3.46	
四川	752.0	127.9	0.17	53.3	70	191.2	621.2	3.25	200.0	150	0.75	227.0	678.6	2.99	
廣東	25.7	33.0	1.28	36.2	91	131.6	172.2	1.31	199.1	60	0.30	121.4	231.6	1.91	
廣西	197.6	134.4	0.68	33.1	340	168.3	218.4	1.29	424.3	620	1.46	331.4	672.0	2.03	
四川	133.8	282.0	2.11	126.4	220	88.7	378.8	4.28	326.4	250	0.77	214.0	547.9	2.56	
合計	141.9	249.0	1.75	138.2	980	617.7	218.1	0.35	420.7	200	0.50	223.9	222.6	0.99	
空白	194.6	-	-	122.6	300	354.7	-	-	2411.0	6800	25.11	-	-	-	

出所：\*1、2は梁方外編『皇朝通志』258頁甲表78と262頁甲表82より引用；

\*2は18年のデータが極めて少なかったため、14年のデータを使った場合に表示。

\*3は『戸部鼓鑄則例』152-184頁の毎年鑄造銅錢数より、累計したもので、最高値とする。

\*4は『戸部鼓鑄則例』152-184頁の毎年鑄造銅錢数より、購入銅量で計算したもので、最低値とする。

59)『清朝文獻通考』卷16, 錢幣四, 4996頁, 5年条。

で、各省から申請したものではなく、現地購買データとして信頼度があると判断した。それで、推算した1人平均使用量は鑄造可能年数で計算したものである。最低数値として見られる。どの史料でも鑄造年数に関して論じてなかった。停止したという記録がない限り、鑄造したであろうと考えられる。したがって、乾隆5年から嘉慶16年の間に記録がなくても、鑄造が持続したと仮定して、1人平均使用量最高値として推算してみた。

わかりやすく説明するために、表3-1と表3-2で推算した数値を表3-3のように示している。まず印をつける省から見よう。乾隆20年までの陝西省では四川で鑄造した制銭を協力し受けた時期があったので、その分を推計したら、1人平均使用量最高値と最低値も逆になったのである。また、福建の数値も乾隆20年まで、ほぼ90文ぐらいであったが、乾隆60年までと嘉慶16年までの数値が逆になっている。前節で分析したように、福建省では鑄造局が1か所であれば、雲南の銅購入量を推計すると、鑄造年数が120年以上のあり得ない数値になる。それで、台湾軍兵用への鑄造が行われたと判断して、推定してみた。しかし、1人平均使用量最高値を推算する場合、『欽定戸部鼓鑄則例』の福建条を利用したので、一局の数値になるので、購入銅量の二局の計算より低くなっている。

次に、表3-3に推計した各省の1人平均使用量をみると、乾隆5-20年間雲南・貴州・四川・廣西では1人平均使用量が多く、他の省が低かったと見られる。軍兵給与への銅銭搭放という銭法政策が各省で実施され、申し込んだ鑄造定額が一定ではなかった。その4省の人口数が基本的に少なかった。他省と比べれば、1人平均使用量の差異がはっきりとしている。山西・福建・廣東の最高値をみても、90文ぐらいまで止まっていた。乾隆60年までの数値をみると、1人平均使用量が雲南省の6,800文以外に、貴州・四川・廣西が人口増加により、減少して、他省が増加していたようになった。しかし、各省の増加量の比例がそれぞれで、一致していなかった。例えば、廣東の場合、乾隆60年まで1人平均使用量が60~100文であり、鑄造定額34,560貫が人口の増

表 3-3 1人平均の制錢使用量(文)(仮定)

省	雍正末年	乾隆20年まで	乾隆60年まで	嘉慶16年まで
直隸	なし	?~474	?~1,320	?~1,438
山西	8	?~41	?~95	?~120
陝西	なし	100~110*	340~497	360~548
江蘇	57	60~142	120~196	140~213
浙江	38	90~239	165~328	190~355
福建	なし	90~91	191~320*	210~340*
江西	44	130~194	150~194	170~213
湖南	141	40~166	210~324	220~366
湖北	106	70~170	100~264	90~248
廣東	なし	96	60~100	80~121
廣西	なし	340~680	650~800	710~919
四川	244	1,240~1,769	790~878	420~464
雲南	14,975	3,900	6,800	4,580
貴州	11,221	990~1,719	810~1,583	1,030~1,981

出所：表3-1と3-2より整理。\*は本文で説明する。

加に伴い、流通需要量に満足できなかった実情がはっきり読めるであろう。省内において、銅錢不足であるが、当時の官員は他省との差異が分からなかったため、その現状が乾隆期後半から外国銀元を使用し始める原因の一つではないかと思われる。そのような鑄造情勢で、嘉慶期まで続けて、16年までの推定をみると、各省の変化が見られる。1人平均使用量最高値200文までの省に山西・江蘇・江西・廣東が挙げられる。そして、四川の1人平均使用量が銅鉞の衰退で鑄造量を減少したり、人口増加が激しかったりという原因で、銅錢使用量が多かった雲南・貴州・廣西と比べると、幅広く減少したと観測された。直隸と山西省の銅の購入状況が不明なので、1人平均使用量の最低値が判断できない。しかし、必ず最高値の通り、鑄造したかについて疑問がある。というのは、銅の来源が明瞭にできないからである。したがって、全体から観察した結果、各省の1人平均使用量がバランスを取っていなかった状態を持続したと考えられる。以上の推計には多少の誤差や実態との差が結構存在した中で、この仮定の結果により、史料に言及した銅錢不足、錢貴という現象について、各省間にある程度銅錢使用量の相違は明瞭になっている。

ここで注目すべきことは、地方鑄造局が一貫的に省城に設置されたことである。一つの省が幾つかの府・州で結成され、省都市で鑄造した制銭が必ず軍兵への銅銭搭放で円滑に市場に供給したこととは言え、省城を中心とした地域でよく使用されたことが分かった<sup>60)</sup>。ここで推定した乾隆5年～嘉慶16年までの70年間において、各省の制銭鑄造量がある程度明らかになっているが、それぞれの省でどの地域を中心として使用されたかがまだ不明である。ただし、軍兵がよく駐在した地域は軍兵の数が少なかった地域より、制銭使用がもっと広く普及したと予測できるであろう。

そして、順治期から嘉慶期まで各省鑄造局の期間を統合的に見れば、以下の事実が分かっている。江南地域の江寧鑄造局、山東・河南省の鑄造局が順治期に設置され、雍正期まで鑄造が行われたが、乾隆期に入ってから、鑄造事情が現在の史料を見る限り、全く記録していなかった。それで、乾隆期で鑄造局の機能を発揮しなかった可能性が高いと思われる。もし、事実であれば、この3省での銅銭需要が隣省の制銭を使用したか、私鑄銭を鑄造したかということになるであろう。ちなみに、安徽省の徽州地域の土地売券<sup>61)</sup>を観察した限り、銀両使用が主流で、銅銭使用が極めて少なかった事実は、乾隆期から公的な制銭鑄造が行われなかったことに深く関連すると考えられる。

また、表1-5と表1-7を利用して京師二局鑄造額を乾隆20年まで推計すると、2,276.5万貫になり、乾隆60年までなら、累計7,750.7万貫になり、嘉慶5(1800)年まで累計8,318.5万貫になる。京師人口が乾隆46(1781)年に218万人で、光緒8(1882)年に246万人であった<sup>62)</sup>。乾隆20年まで200万人で推定すれば、1人平均使用量が11,380文になり、乾隆60年まで220万人口

60) 拙稿「清代における福建省の貨幣使用実態——土地売券類を中心として」、『清代福建省における経済発展と貨幣流通』『松山大学論集』18-3, 2006年; 19-1, 2007年。福建の土地売券を考察した結果、福州に近い東部、北部で銅銭使用が活発で、福州と離れている南部では外国銀元使用が多かったことが明らかになった。

61) 岸本美緒「『七折銭』の慣行について」、『清代中国の物価と経済変動』研文出版, 1997年, 354-9頁。その観察より、蘇州の土地売券における銅銭使用が明瞭であるが、徽州の土地売券には銅銭使用が若干あるぐらいである。

で推算すれば、35,230 文になる。京師範囲内なら、制銭使用の普及率が各省より活発になったことがうかがわれ、京師と地方の制銭使用のアンバランス態勢が清代において長期的に存在していたことを示していた。

## む す び

本稿は京師二局と地方鑄造局の鑄造事情を検討することにより、鑄造額を推計してみた。いままで注目しなかった各省間の鑄造実態を検討し、各省の鑄造額を推算してから人口と平均して、各省間の1人平均銅銭使用量を比較してみた。この推計作業と仮説によって、以下のことが明らかになったといえるであろう。

①清代全国鑄造局分布と各時期の鑄造期間をみると、順治期には四川・貴州・廣西・廣東に鑄造局が設置されておらず、中原の方を中心として展開していた。康熙期にはほぼ全国的に鑄造局が設立されていたが、鑄造原料であった銅の買収が極めて難しかった中で、京師二局が優先された。雍正期には貴州・廣西・廣東・福建・陝西省の鑄造は見られなかった。乾隆期の大量鑄造により、銅銭使用が浸透していたにもかかわらず、安徽・山東・河南では鑄造は行われなかった。それらの省では京師二局や隣接の省の制銭に依存した以外に、公的な鑄造ではなく、私的な鑄造が当地域の銅銭需要に応じた可能性もあろう。それも私鑄銭が氾濫した原因の一つであろうと考えられる。

②全国的に俯瞰すれば、乾隆5年から嘉慶16年までの推計により、各省の制銭量の不均衡性が十分存在している。そもそも軍兵給与の1-2割を銅銭で支払うという手段が銀両・銅銭の公定比価を維持することより、軍兵の利便を優先させたと思われる。鑄造定額の設定から、その省の人口数を考慮しなかったため、各省の1人当たり銅銭使用量が異なってしまった。60-70年間の鑄造により、使用量が増加したとみえるものの、各省の間のそれぞれの差が埋めら

---

62) 韓光輝『北京歴史人口地理』北京大学出版社、1996年、表3-22、129頁。



れなかった。雲南周辺の省の使用量が多くて、他の省が極めて低かった。また、制銭の鑄造が行われなかった省も存在しており、銅銭使用が拡大していったと見られる一方、銅銭を行使しなかった地域も存在していたはずである。拙稿<sup>63)</sup>で明らかにしたように、各省の鑄造局が大体その省都都市に設置され、制銭が軍兵給与から細い流れのように市場に徐々に供給された。各省内においても各地域の隅まで必ず浸透したとはいえない。

③本稿での基本作業により、順治から嘉慶・道光までの時代縦軸と、各時期で行われた鑄造事情について各省で反映した平面図と合わせて、清代銅銭鑄造の全国像がある程度明らかになっている。つまり、主要貨幣であった銀両から銅銭使用への転換原因と繋いでいると考えられる。例えば、なぜ江南地域にある徽州の土地売券に銅銭使用が少なかったか。一つの原因として、乾隆期において、安徽省江寧局での鑄造が持続しなかったため、銅銭使用がその地域で浸透できなかったと考えられる。

④本稿の分析結果はあくまで現段階でよく利用されている官撰史料からデータを引き出し、記載されている数値で推計したものである。実際、地方鑄造局の鑄造数値との差がどのぐらい存在したかについて、今の段階では把握できない。もっと有用な史料の収集により、吟味する必要がある。あるドイツ学者は現物の清代銭幣と史料をつき合わせ、制銭年譜を完成し、その研究により整理した乾隆期の制銭鑄造量を明らかにしている<sup>64)</sup>。しかし、その数値は本稿の仮説で推計した全国鑄造総量の4分の1ぐらいにすぎない。

63) 同60)。

64) 布威納(中国語の訳名) Werner Burger 「我的清代貨幣研究歷程与成就」『中国錢幣』2005年1期, 12-19頁。著者が中国第一歴史檔案館で収蔵している『内閣漢文題本戸科史書(貨幣類)』に記載している制銭鑄造報告書を利用して、乾隆期の制銭鑄造量を整理した。例えば、その数値を参照すると、乾隆5年まで182.3万貫、20年まで933.1万貫、60年まで3,232.3万貫になるが、本稿で推計した京師二局の半分になっていない。表3-2の地方鑄造局の鑄造量を累計すると、乾隆5年まで1,600~2,200万貫で、60年まで6,400~8,000万貫ぐらいであった。(直隸省が申請した鑄造額を完全に実行したと判断しにくいから、累計量控えめにした)『Werner Burger『清錢編年譜(Ch'ing Cash until 1735)』美亞書版股份有限公司, 1976年。

以上の結論と疑問を追求するために、供給された制錢が各省レベルの市場でどのように流通していたかという実態を明らかにするために、眠っている史料をもっと探して、調査する課題はまだ残っている。

附表1 順治期における地方鑄造局の鑄造期間

年 代	省 府 鎮	山西	陝西	江 南	江 西	江 蘇	福 建	河 南	湖 北	江 東		雲 南	貴 州						
		太原府	西安府	江寧府	南昌府	蘇州府	臨沂府	福州府	開封府	武昌府	常德府			襄陽府	揚州府	濟南府	蕪湖府	宣府鎮	大同鎮
1	1644年																		
2	1645年	○	○																
3	1646年																		
4	1647年				○														○
5	1648年			○													×		×
6	1649年					○													
7	1650年																		
8	1651年																		
9	1652年										×								
10	1653年	△	△	△	△	△	△	△	△										
11	1654年																		
12	1655年																		
13	1656年																		
14	1657年	×	×	×	×	×		×	×	×	×	×	×	×	×				
15	1658年																		
16	1659年																		
17	1660年	○	○	○	○	○	○	○	○										○
18	1661年																		
銅錢 文字		原字	陝字	寧字	江字	浙字	臨字	河字	昌字			吳字	密字	蘇字	宣字	可字			吳字
師考		○ 月 鑄				△	△	△	錢		×	停 鑄							

出所：『清縣文獻通考』(錢幣考) 4396-70頁より整理。

附表2 順治期における地方局の鑄造事情

地方鑄造局	期間	資本金(両)	鑄息(両)	銅錢鑄造量(文)	史料引用		
陝西	3年7～9月	28,233	10,101	32,101,800	4年2月9日雷典(161-2頁)		
	8年1～3月		4,495	21,984,200	8年7月16日王来用(175頁)		
山西・大同 山西・太原	元年10月～5年6月	34,240	118,327		11年1月26日車克(189頁)		
	5年1～12月		4,970		6年8月22日祝世昌(168頁)		
	7年1～12月	7,610	7,307		8年1月6日劉弘遇(169頁)		
	9年12月～10年12月		12,809		11年1月21日劉弘遇(185頁)		
山西・陽和	7年1～12月	20,000	5,613	50,624,000*	8年2月11日佟養量(173頁)		
江南・江寧	3年	191,545	140,600	308,170,464	8年1月28日馬鳴珮(170頁)		
	4年		333,000		同上		
	5年		188,000		同上		
	6年		151,000		同上		
	7年1～12月		116,625		同上		
	8年4～12月		72,103		198,133,147	9年6月16日馬国柱(179-80頁)	
	9年		23,983			11年1月26日車克(187頁)	
	10年1月～12月		51,989		25,073	77,602,587	12年3月6日巴哈納(192頁)
	11年分		37,923		14,352	52,275,133	13年3月17日戴明説(199頁)
	福建・福州		6年9月～9年夏			24,621	
山東・臨清	2年5月～7年終		55,706		11年1月26日車克(187頁)		
	8年1～10月		13,833		同上(187頁)		
密鎮	2年5月～7年11月	6,752	19,498		同上(187頁)		
	7年12月～8年10月		2,043		同上(187頁)		
薊鎮	7年12月～8年10月	23,045	1,991		同上(188頁)		
宣府	元年11月～7年終	19,722	72,100		同上(188頁)		
湖廣・鄖襄	5年10月～6年11月	20,000	11,453		同上(188頁)		
	7年11月～8年11月		9,963		同上(188頁)		
湖廣・荊州	5年4月～7年6月	10,000	10,741		同上(189頁)		
	7年11月～8年7月		6,081		同上(189頁)		
延綏	3年6月～4年4月		2,648		同上(189頁)		
甘肅	4年6月～9月	10,000	1,641		同上(189頁)		

出所：『清代档案史料叢編』（第七輯）より整理。

\* 195頁より、1袋は14,000文で計算。

附表3 康熙期における地方鑄造局の開始と停止

年代	省	江南		江西		福建		浙江		山東		河南		湖北		陝西		山西		雲南		四川		廣東		廣西		貴州	
		江寧府	蘇州府	南直隸	杭州府	臨澤府	福州府	漳州府	臺灣府	武岡府	河東府	澤州府	太原府	西安府	密雲	蔚州府	大同府	大同府	大理府	臨安府	長安府	成都府	成都府	成都府	成都府	成都府	梧州府	桂林府	貴州府
康熙	鑄錢文字	寧字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字	通字
1	1682年	○																											
2	1683年																												
3	1684年																												
4	1685年																												
5	1686年																												
6	1687年	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7	1688年																												
8	1689年																												
9	1679年	x	x				x																						
10	1271年																												
11	1372年																												
12	1373年																												
13	1374年				x																								
14	1675年					x																							
15	1676年																												
16	1677年																												
17	1678年																												
18	1679年																												
19	1680年																												
20	1681年																												
21	1682年																												
22	1683年																												
23	1684年																												
24	1685年																												
25	1686年																												
26	1687年																												
27	1688年																												
28	1689年																												
29	1690年																												
30	1691年																												
31	1692年																												
32	1693年																												
33	1694年																												
34	1695年																												
35	1696年																												
36	1697年																												
37	1698年																												
38	1699年																												
39	1700年																												
40	1701年																												

備考 ( ) 正鑄 x 停止

資料 『清朝文獻備考』『錢幣考二』4971-50頁

附表4 雍正期における地方鑄造期間と鑄造額(単位: 万貫)

年	新鑄文字	鑄造額																							
		江 戸	駿 河	尾 張	三 河	美 濃	近 江	越 前	加 賀	北 陸	上 野	武 蔵	相 模	武 蔵	上 野	東 上	東 上	尾 張	大 湊	播 磨	備 前	備 後	備 前	備 後	
1 1723年																									
2 1724年																									
3 1725年																									
4 1726年																									
5 1727年																									
6 1728年																									
7 1729年																									
8 1730年				○		○		○																	
9 1731年	○			2.4		2.4		2.4		1.2		7.6		1.2		1.3		1.2		0.7					
10 1732年		2.4		2.4		2.4		2.4		×		1.2		1.2		×		1.2		0.7					
11 1733年		2.4	×	2.4		×		2.4	×	1.2		×		1.2				1.2		2.5					
12 1734年	×	2.4																		2.5					
13 1735年																				2.5					
鑄造量合計		7.2		9.6		9.6		4.8		15		4.8		2.8		7.2		1.4		10.0					
備考	○ 開鑄 × 停鑄   鑄造期間																								

出所: 『徳川文獻通考』「錢幣考三」4332-31頁; 鑄造額(単位: 万貫)「江代雍正期における通貨問題」681頁の第二表を引用。

\*鑄造額は雲南府・大垣府・播磨府・尾張州の合計額である。

附表5 乾隆期における地方鑄造局の鑄造期間

年 代	省	安徽	江西南	浙江	湖南	江蘇	湖北	河南	山東	山西	四川	甘肅	雲南				福建	廣西	貴州	廣東	直隸	陝西			
	府	江寧府	南昌府	杭州府	長沙府	蘇州府	武昌府	開封府	濟南府	太原府	成都府	蘭州府	雲南府	大理府	臨安府	益州府	東川府	廣西府	順寧府	福州府	桂林府	貴陽府	廣州府	保定府	西安府
州	寧州	江寧府	南昌府	杭州府	長沙府	蘇州府	武昌府	開封府	濟南府	太原府	成都府	蘭州府	雲南府	大理府	臨安府	益州府	東川府	廣西府	順寧府	福州府	桂林府	貴陽府	廣州府	保定府	西安府
乾隆	銅錢文字	寧字	江字	浙字	南字	蘇字	昌字	河字	東字	原字	川字	鞏字	雲字	雲字	雲字	雲字	雲字	雲字	雲字	雲字	福字	桂字	貴字	廣字	陝字
1	1736年	○				○			○		○	○	○	○	○										
2	1737年	○				○																			
3	1738年					×			×		◎														
4	1739年																								
5	1740年			○		○							◎		◎								◎		
6	1741年			○	○	○											○								
7	1742年	○																			○				
8	1743年						○							○											
9	1744年	◎																				◎			
10	1745年																						○	○	
11	1746年										◎														
12	1747年																								
13	1748年									○															○
14	1749年													○		○					◎				
15	1750年	◎	◎																						
16	1751年										○													○	◎
17	1752年									×															
18	1753年						◎			○															
19	1754年																								
20	1755年										◎														
21	1756年																								
22	1757年																								
23	1758年																								
24	1759年				◎																	◎			
25	1760年																								
26	1761年																								
27	1762年																								
28	1763年																								
29	1764年																		○						
30	1765年																								
31	1766年																								
32	1767年																								
33	1768年																								
34	1769年																								
35	1770年																								
36	1771年																								
37	1772年																								
38	1773年																								
39	1774年																								
40	1775年																								
⋮	⋮																								
58	1793年													×	×										
59	1794年	×	×			×					×		×								×	×	×	×	×
備考		○ 開鑄				×				◎				○											

出所：『清朝文献通考』『錢幣考四』4993-5022頁より整理。

乾隆59年まで鑄造期間は嚴中平編著『清代雲南銅政考』85頁第3表；95頁第5表を参照。

## 参 考 文 献

## 中文

- 『清實錄』中華書局，1985年。
- 『清朝通典』（全一冊）浙江古籍出版社，1986年。
- 『皇朝文獻通考（一）』；『皇朝統文獻通考（一）』浙江古籍出版社，2000年。
- 故宮博物館院編『欽定戶部鼓鑄則例』（影印本）海南出版社，2000年。
- 『銅政便覽』（清）不著撰人（影印本）台灣學生書局，1986年。
- 曾國荃等撰『湖南通志（三）』清光緒11年重刊本，台灣華文書局，1967年。
- 張仲忻等纂『湖北通志』民國10年重刊本，台灣華文書局，1967年。
- 『廣東通志（五）』同治3年重刊本，台灣華文書局，1968年。
- 『四川通志（四）』嘉慶21年重刊本，台灣華文書局，1967年。
- 中國第一歷史檔案館編『清代檔案史料叢編』（第七輯），中華書局，1981年。
- 陳昭南『雍正乾隆年間的銀錢比價變動』中國學術著作獎助委員會，1966年。
- 木宮彥彥『日支交通史』金刺芳流堂，1926年。
- 杜家驥「清中期以前的鑄錢量問題——兼析所謂清代“錢荒”現象」『史學集刊』1991年第1期。
- 福建省錢幣學會編著『福建貨幣史略』北京中華書局，2001年。
- 韓光輝『北京歷史人口地理』北京大學出版社，1996年。
- 梁方仲『中國歷代戶口，田地，田賦統計』上海人民出版社，1980年版。
- 安徽省博物館編『明清徽州社會經濟資料叢編』（第一集）中國社會科學出版社，1988年。
- 彭信威『中國貨幣史』上海人民出版社，1954年。
- 台灣銀行經濟研究室編『福建省例』「錢法例」台灣文獻叢刊第199種，台灣中華書局，1984年。
- 王業鍵「中國近代貨幣與銀行的演進」『清代經濟史論文集』稻鄉出版社，2003年。
- 王宏斌「乾嘉時期銀貴錢賤問題探源」『中國社會經濟史研究』1987年第2期。
- 王德泰「十九世紀初期清代銅錢產量與當時銀貴錢賤關係的考察」『天水師範學院學報』第22卷第1期，2002年。
- 「關於乾隆時期錢值高昂問題的考察」『故宮博物院院刊』總125期2006年第3期。
- 魏建猷『中國近代貨幣史（1814-1919）』文海出版社，1974年。
- 敵中平著『清代雲南銅政考』中華書局出版，1957年。
- 編『中國近代經濟史統計資料選輯』科學出版社，1974年。
- 中國人民銀行總行參事室金融史料組編『中國近代貨幣史資料』（第一輯）中華書局出版，1964年。
- 中國社會科學歷史徽州文契整理組『明清徽州社會經濟資料叢編』（第二集）中國社會科學出版社，1990年。
- 布威納（中國語の訳名）Werner Burger「我的清代貨幣研究歷程與成就」『中國錢幣』2005年

1期。

葉真銘「清代乾隆時期福建宝福局為台湾鑄錢小考察」『中国錢幣』2008年4期。

## 英文

Werner Burger『清錢編年譜 (Ch'ing Cash until 1735)』美亞書版股份有限公司, 1976年。

## 和文

- 足立 啓二「明代中期における京師の錢法」『熊本大学文学部論叢』29, 1989年。  
「明清時代における錢經濟の發展」中国史研究会編『中国専制国家と社会統合——中国史像の再構造Ⅱ』文理閣, 1990年。  
「清代前期における国家と錢」『東洋史研究』49-4, 1991年。  
「東アジアにおける錢貨の流通」『アジアの中の日本史Ⅲ海上の道』東京大学出版会, 1992年。
- 岩橋 勝「徳川後期の『錢遣い』について」『三田学会雑誌』73-3, 1980年。  
「近世三貨制度の成立と崩壊——銀目空位化への道」『松山大学論集』11-4, 1999年。『新体系日本史12 流通經濟史』(山川出版社, 2002年)に所収。  
「近世貨幣流通の明朝比較史試論—錢貨を中心として—」『松山大学論集』17-2, 2005年。
- 岩井 茂樹『中国近世財政史の研究』京都大学学術出版会, 2004年。
- 岩生 成一「近世日中貿易数量的考察」『史学雑誌』62-11, 1953年。
- 上田 裕之「清, 順治期～乾隆期前半の京師宝泉・宝源両局における制錢の鑄造費用について」『史峯』10号, 2004年。  
「清, 康熙末年から乾隆初年の京師における制錢供給と八旗兵餉——「征服王朝」清朝による八旗生計の保護に関連して——」広島史学研究会『史学研究』249号, 2005年。
- 白井佐知子『徽州商人の研究』汲古書院, 2005年。
- 香坂 昌紀「清代前期の関差弁銅制及び商人弁銅制について」『東北学院大学論集』11, 1981年。
- 川勝 守「清, 乾隆期雲南銅の京運問題」『九州大学東洋史論集』第17号, 1989年。  
「清, 乾隆『欽定戸部鼓鑄則例』に見える雲南銅の京運規定」『山根幸夫教授追悼記念論叢』(上巻), 汲古書院, 2007年。
- 岸本 美緒『清代中国の物価と經濟變動』研文出版, 1997年。
- 黒田 明伸『中華帝国の構造と世界經濟』名古屋大学出版会, 1994年。  
『貨幣システムの世界史』岩波書店, 2003年。



- 佐伯 富「清代雍正朝における通貨問題」東洋史研究会『雍正時代の研究』同朋舎，1986年。
- 東亜同文会著作者兼発行者『支那省別全誌』（第14巻，第18巻）1920年。
- 黨 武彦「乾隆初期の通貨政策——直隸省を中心として」『九州大学東洋史論集』第18号，1990年。
- 「乾隆九年京師錢法八条の成立過程およびその結末——乾隆初年における政策決定過程の一側面——」『九州大学東洋史論集』第23号，1995年。
- 「乾隆末年における小錢問題について」『九州大学東洋史論集』第31号，2003年。
- 永積 洋子『唐船輸出入品数量一覧 1637-1833』創文社，1987年。
- 山本 進『清代の市場構造と経済政策』名古屋大学出版会，2002年。
- 「清代東錢考」『史学雑誌』第114編第3号，2005年。
- 李 紅梅「清代における福建省の貨幣使用実態——土地売券類を中心として」『松山大学論集』18-3，2006年。
- 「清代福建省における経済発展と貨幣流通」『松山大学論集』19-1，2007年。